

第 40 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 40 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成26年5月29日（木）15：28～18：17

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 新たな食料・農業・農村基本計画について

（1）農業の持続的な発展に関する施策についての検証②

（基本法第29条～第33条）

（2）農林水産研究基本計画の検証

（3）委員指摘事項について

（4）新たな食料・農業・農村基本計画の検討における国民からの意見・要望（第1回募集）

（5）その他

3. 閉 会

【配布資料一覧】

- 資料 1 農業の持続的な発展に関する施策についての検証②
(基本法第29条～第33条)
- 資料 2 - 1 技術の開発及び普及に関する資料
- 資料 2 - 2 農産物の価格の形成と経営の安定、農業災害による損失の補てんに関する資料
- 資料 2 - 3 自然循環機能維持増進に関する資料
- 資料 2 - 4 農業資材の生産及び流通の合理化に関する資料
- 資料 3 農林水産研究基本計画の検証
- 資料 4 - 1 担い手の育成・確保について
- 資料 4 - 2 6次産業化について
- 資料 5 新たな食料・農業・農村基本計画の検討における国民からの意見・要望
(第1回募集)
- 資料 6 委員提出資料
- 資料 7 「攻めの農林水産業」の実現に向けて
(5/19 産業競争力会議課題別会合(第3回) 林農林水産大臣説明資料)

午後3時28分 開会

○政策課長 定刻より若干早いのですが、委員の先生方お揃いでございますので、ただいま食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙中にもかかわらずお集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日は、市川委員、伊藤委員、小泉委員、小林委員、武内委員及び藻谷委員が所用によりご欠席となっております。

現時点での出席委員数は12名でございます。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数を満たしておることをご報告させていただきます。

なお、本日の企画部会は公開されております。

それでは、この後の司会の中嶋部会長にお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は18時までの予定で、議題は「新たな食料・農業・農村基本計画について」となっております。よろしくお願いいたします。

議事に移る前に、配付資料の確認等について事務局からお願いいたします。

○政策課長 恐れ入りますが、カメラの方はここでご退席をお願いいたします。

(カメラ退室)

○政策課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料一覧をご覧ください。

本日の配付資料は、議事次第、配付資料一覧、企画部会委員名簿に加えまして、資料1から資料7となっております。また、委員の皆様方には参考資料を綴じたブルーのファイルを机の上に置かせていただいております。

また、平成22年3月に策定されております農林水産研究基本計画の冊子をお配りしてございます。こちらの冊子は農林水産省のホームページにも掲載しておりますけれども、傍聴の方々でご希望の方がございましたら後でお渡しいたしますので、会議終了後に受付までお申しつけください。部数に限りがございますので、あらかじめご了解をお願いいたします。

この他、先月の企画部会までご審議いただきました平成25年度食料・農業・農村白書につきまして、この5月27日に閣議決定の上、国会に提出させていただき、公表も行いましたので、あわせてご報告いたします。本日は白書の冊子を委員の皆様方にお配りしてござ

います。皆様方のご協力に対しまして心から御礼を申し上げます。

もし不足している資料がございましたら、お近くの事務局までお声がけをお願いいたします。

また、議事録は会議の終了後、委員の皆様にご確認をいただいた上で農林水産省のホームページに掲載して公表させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

○中嶋部会長 それでは、本日の議題に入ります。

新たな食料・農業・農村基本計画について、(1)から(5)までの項目があります。互いに関連する内容が含まれますので、事務局からまとめて説明していただき、その後、意見交換を行うことにいたします。

それでは、順次事務局から説明をお願いいたします。

○政策課長 まず資料1、A3の資料をご覧くださいと思います。

現行基本計画の検証につきましては、食料・農業・農村基本法の条文ごとに検証を進めてきております。この資料の表紙にございますとおり、本日は、第29条の技術の開発及び普及から第33条の農業資材の生産及び流通の合理化まで、ご議論をいただきます。

1ページの第29条でございますが、これは後でご覧ください資料3、研究基本計画の内容とも関連いたしますので説明は後に回させていただきますこととし、まず、2ページの第30条、第31条からご説明させていただきます。

○経営局審議官 経営局審議官の豊田でございます。よろしくをお願いいたします。

基本法第30条は農産物の価格の形成と経営の安定を、第31条は農業災害による損失の補てんについて規定しております。これらは著しい価格変動や災害などが経営に及ぼす影響の緩和、経営の安定を図るための施策に関することでございますので、あわせて検討させていただきます。

まず、第30条でございますが、資料2ページでございます。

規定といたしましては、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な措置を講ずること、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずることを規定しております。

この規定を受けまして、平成12年の基本計画では、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、主要品目ごとの価格に関する政策を見直すとされるとともに、育成すべき農業経営を個々の品目を通じてではなく経営全体として捉え、その経営の安定を図る観点から、所得の変動を緩和する仕組みなどについて検討するとされた

ところでございまして、いわゆる「価格政策から所得政策へ」という方向が打ち出されているところでございます。

これに基づく施策といたしましては、例えば平成16年には稲作を対象にした担い手経営安定対策の導入が行われているところでございます。

平成17年の基本計画では、複数作物の組み合わせによる営農が行われている水田作及び畑作について、品目別ではなく経営全体に着目し、市場で顕在化している諸外国との生産条件の格差を是正するための対策となる直接支払いを導入すること、販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合に、その影響を緩和するための対策の必要性を検証すること、対象となる担い手は認定農業者、法人化を目指す集落営農など、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを基本とすることが規定されまして、これを踏まえまして平成19年から、担い手の経営全体に着目いたしました水田・畑作経営所得安定対策が実施されたところでございます。

これに対しまして平成22年の基本計画では、農業生産のコスト割れを防ぎ、兼業農家や小規模経営を含むすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備する必要があるという考え方のもと、販売農家を対象に、農産物の販売価格と生産費の差額を国から直接交付金として支払うことを基本とする戸別所得補償制度を導入すると施策の転換が行われ、平成22年からモデル対策が、平成23年度から戸別所得補償制度が本格実施されたわけでございます。

これによりまして、これまでの評価と課題の欄、右側にございますけれども、現行基本法の制定以来、一定の価格を補償するのではなく、需給事情などが反映されて価格が形成される仕組みに転換しつつ、「価格低下時の農業経営への影響を緩和し、経営の安定を図るための対策を措置する」との基本的方向で累次の制度の見直しが行われてきたわけでございますけれども、平成22年の基本計画では、構造改革の対象となる担い手への施策の集中という機運が薄まったということでございます。

実際、規模の小さい方を含めて全販売農家を対象としたため、リタイヤしようとする方々を思い止まらせて、農地を人に貸さずに自分で耕作しようとする方も出てくるなど、農地の流動化のペースを遅らせる面があったと考えているわけでございます。

このため、今般の経営所得安定対策の見直しにおきましては、対象要件者について法整備を行いまして、認定農業者、認定新規就農者、集落営農といった担い手に重点化すること、すべての販売農家に一律に支払われる米の直接支払い交付金については削減し、将来

的に廃止するといった見直しを行うこととしたところでございます。

こうしたことを踏まえますと、今後の課題といたしましては、担い手の経営感覚を醸成し、市場ニーズに応じた生産、構造計画を促す観点から、経営安定のために必要な施策を実施していくべきではないか。また、経営所得安定対策については、今般見直し後の制度の効果などについてしっかり検証していくべきではないかと考えております。

第31条では、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん、その他必要な施策を講ずることとされているところでございます。

その施策につきましては、2ページの基本計画の下のほうでございますけれども、一貫して農業災害補償制度をその中心に据えているところでございます。具体的な施策といたしましては、農業災害補償制度につきまして対象品目の追加を行ったり、あるいは担い手が創意工夫を生かした農業経営を展開するための制度の改善措置を講じてきているところでございます。

また、これにあわせまして、自然災害のみならず社会的、経済的環境変化などにより影響を受けて経営の維持・安定が困難になった農業者に対しまして、緊急的に対応するために必要な資金を融通する制度資金の充実・強化を図ってきているところでございます。

これのこれまでの評価と課題等でございますが、3ページでございます。

自然災害による収穫量の減少を対象としており、価格低下は対象となっていないこと、対象品目は収穫量の把握ができるものに限定され加入単位も品目ごとになっているなど、農業経営全体をカバーしていないこと、それから、耕地ごとの損害査定を基本としているために事務コストが大きいといった課題があると考えております。このため、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度の導入を含めた農業共済制度のあり方について、検討すべきではないかと考えているところでございます。

現在、参議院でご審議いただいております担い手経営安定法の一部改正法案につきましても、衆議院で農産物に係る収入の著しい変動が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策のあり方について、農業災害補償法の規定による共済事業のあり方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとするという修正が行われたところでございます。

施策全体として各制度ごとの役割分担を明確にしながら、必要な対応を検討していく必要があるのではないかと、このように考えているところでございます。

○環境政策課長 続きます、4ページでございます。

環境政策課長の木内です。よろしくお願いいたします。

4ページでは、第32条、自然循環機能の維持増進について御説明いたします。

一番上の囲みを見てください。

現行基本計画では、1つ目に、環境保全効果の高い営農方式の導入、2つ目に、有機農業や有機JAS制度の促進、3つ目に、バイオマスの利活用、4つ目に、温暖化対策や生物多様性保全を進めてまいりました。

まず、環境保全型農業や有機農業についてですが、中ほどの「主な制度等」の枠の左側、青色のところをご覧ください。平成11年の持続農業法や家畜排せつ物法を契機に、エコファーマーを中心とした化学肥料、農薬の低減や家畜排せつ物の利用による土づくりを推進してまいりました。

さらに、その下の「講じた措置」の枠ですが、中央あたりに水色で書いてございます平成19年の農地・水・環境保全向上対策での化学肥料・農薬の低減支援、それが右に行きまして、平成23年からは環境保全型農業直接支援対策、そしてさらに右に行きまして、多面的機能法案としての法制化へと発展させてまいりました。

一方、有機農業につきましては有機農業推進法に基づいて、目標設定やその拡大を通じて推進してまいりました。この結果、一番上の醸成変化の枠がございまして、その白い帯になっております左側ですが、エコファーマーの認定状況でございまして、これが平成12年に1,126件だったものが、右のほう、10年後の平成22年には約21万件に増えております。

その下の有機JAS格付数量ですが、これは平成13年の約3万4,000トンから平成22年には5万7,000トン余りとなりました。

次に、バイオマス利活用についてですが、「講じた措置」の枠の下段の左側に水色でございまして、平成14年にバイオマス・ニッポン総合戦略を農水省が中心となって策定し、バイオマスタウン300市町村などの目標を立てて推進してまいりました。右側に行きまして、その後、バイオマス活用推進基本法ができて、それに基づく新たな目標を立てるとともに、バイオマスを活用した産業化を進めるために、バイオマス産業都市構想を7府省で連携して推進しております。

一番右の「これまでの評価と課題等」ですが、エコファーマーなど環境保全を進める農業施策が農家の具体的な取組に結びついているか検討すべきではないか。もう一つの○ですが、バイオマス利活用の構想は立てても、経済性等の問題から実際の取組が進んでいま

せん。この具体化の加速やフォローアップのあり方を検討すべきではないかと考えております。

5ページでございます。

まず、気候変動対策ですが、一番上の「情勢変化」の枠の上から2番目の白い帯ですが、農林水産業、食品製造業からの温室効果ガスの排出量はもともと小さくて、右側、平成24年では日本全体の排出量の約3.9%でございます。この中でも、少し下にやはり白い帯で書いてございますが、京都議定書目標達成計画を進めるために、施設園芸や農業機械の排出削減などに取り組み、目標を達成してまいりました。

ただ、地球温暖化をとめるのは容易ではなく、下の「講じた措置」の枠の右側の中ほど、水色で書いてありますが、政府全体の気候変動適応計画の検討が昨年からは始まりました。農水省では適応計画推進本部を設置して、各省と連携して計画の策定作業に入ったところではあります。

続いて生物多様性でございますが、「情勢の変化等」の枠の右側の白いところですが、我が国では平成22年に生物多様性条約のCOP10が名古屋で改正され、このときに名古屋あるいは愛知といった地名を関した議定書や目標ができて、活動が活発しました。

その下の右側にやや白で書いてありますが、平成24年にはIPBES、これは生物多様性版IPCCと言われておりますが、これが設立されて、生物多様性を科学的に評価する取組がスタートしております。

農水省の対応ですが、「講じた措置」の枠のずっと下のほうの中ほどに水色でございますが、平成19年に農林水産省生物多様性戦略を策定しまして、生きものマークといった生産現場と消費者をつなぐコミュニケーション手段の普及や、多様性の経済評価などにも取り組んでいます。また、最近では、一番下右側に水色で書いてありますが、世界農業遺産——GIAHSを活用した生物多様性保全も推進しています。

一番右の「これまでの評価と課題等」ですが、1つ目に、気候変動適応計画の検討に当たっては、緊急的、中長期的・予防的などの視点に留意して適応作を強化すべき、2つ目の○ですが、農業と生物多様性については国民の理解醸成や地域振興との一体的活動を進め、生きものマークやGIAHSの認知度の向上も必要ではないか。また、生物多様性を科学的に評価するIPBESの動きにあわせて、我が国の農林水産業の生物多様性保全機能を科学的に評価する知見を蓄積すべきではないかと分析しております。

○生産局技術普及課長 生産局技術普及課長の渡邊でございます。

資料の6ページ、第33条、農業資材の生産及び流通の合理化についてご説明申し上げます。

まず、これまでの情勢の変化でございますが、生産資材の価格指数を、平成12年を100としてお示ししております。このうち肥料や飼料の価格につきましては、原料の多くを海外に依存するため、原油、原料鉱石、それから穀物の国際市場ですとか為替レート等の影響を受けやすく、平成20年の国際的な需給の悪化、あるいは平成24年の米国での干ばつ、近年の為替レートの影響を受けて価格が変動している現状でございます。

次にその下、「講じた措置」でございます。

従来、農業生産資材費の低減に向けて、行動計画に基づき業界等の主体的な取組がいろいろ進められてまいりましたけれども、加えて、昨年閣議決定されました日本再興戦略において、今後10年間で、産業界の努力も反映して担い手の米生産コストを現状全国平均比で4割低減する、そういう目標が示されたことから、昨年の夏以来、農水省としましては、大規模農家、肥料・機械関係の団体の皆様と意見交換を進めてまいったところでございます。

そうした議論を通じましてコスト低減に資する技術の提案を受け、本年3月末には担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログとして取りまとめ、公表したところでございます。

その下の、資材ごとの主な取組でございますが、肥料については鶏ふん燃焼灰を原料に用いた安価な肥料の供給、農薬につきましては長期薬効持続型の殺虫殺菌剤の開発・導入による防除作業の省力化、農業機械につきましては相手先ブランド製造等による製造コストの削減、飼料については食品残渣を使用したエコフィードですとか自給飼料といった国産飼料の増産とともに、輸入飼料原料の円滑な調達に向けた調達先の多角化などといった取組が行われてきたところでございます。

右側、今後の課題につきましては、生産資材に対する担い手のニーズへの対応による資材の費用低減、あるいは生産資材の効率的利用を図るITの導入ですとか作業の外部化の推進、資材原料の調達の多角化や未利用資源の活用といった課題が考えられるところでございます。

○農林水産技術会議事務局長 農林水産技術会議事務局長の雨宮でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、資料1の1ページと資料3、2つの資料に基づいて、技術の開発・普及につ

いてご報告申し上げます。

まず、資料1の1ページ、基本法の第29条、技術の開発・普及でございます。

第29条におきましては、国は研究開発目標の明確化、国、都道府県の試験研究機関、大学や民間などとの連携の強化、地域の特性に応じた普及事業の推進などを講ずることとされております。基本法に基づきまして、現在の基本計画におきましては革新的技術の開発や産業化、低炭素型産業構造への転換等を実現するための技術環境戦略の策定等が盛り込まれているところでございます。

この戦略につきましては、幅広く産学官の参加を得て行う研究や、環境の観点から取り組む必要性が高い研究課題を取りまとめて、「今後取り組む技術と環境の研究課題について」として平成22年12月に公表したところでございます。

次に、その下の「講じた措置」でございます。

一番上に「重点研究分野」という欄がございますけれども、基本法に書いております研究開発の目標といたしまして、研究基本計画を策定しているところでございます。平成11年、17年、22年とございますが、その時々々の農業政策上の重要な課題を取り入れながら、5年後、10年後の研究開発の達成目標を取りまとめております。

その下に、試験研究を推進するツールとしての研究資金でございます。国が重要な研究課題の解決を図るため、委託プロジェクト研究を措置したり、施策の方向に即した研究課題を広く公募するボトムアップ型の競争的資金などを措置しているところでございます。

下のほうに「産学官連携等の強化」という欄がございます。現場ニーズを踏まえた研究開発、成果の実用化、普及活動の促進を進めるため、産学官の相互調整を支援するコーディネーターの全国への配置などを行っているところでございます。

普及事業につきましては、平成24年度から研究と行政との連携や先進農業者からの相談対応を担う農業革新支援専門員を全国に配置するなどにより、活動の高度化を図っているところでございます。

次に、「知的財産の活用・保護」でございます。

平成21年には、農林水産知的財産保護コンソーシアムを設置し、海外における商標出願状況の監視と自治体への連絡のほか、海外市場における模造品の出回りを調査しております。また、地理的表示保護制度に関する法案を今国会で審議していただいているところでございます。

以上のような内容を踏まえまして、これまでの施策の評価と今後の課題について考察い

たしますと、右側の欄に書いてあるようなことになると思っております。

1点目といたしまして、研究開発の成果の中には、現場での活用に適さなかったなどにより十分現場で活用されていないものもございますので、農業者や実需者の研究開発プロセスへの参画を進めるなど、研究開発の枠組みあるいはプロセスといったものを抜本的に見直すべきではないか。

2点目といたしまして、ITなどの異分野の先端技術の活用や医療などの他産業、県、大学、民間など多様な研究機関との連携が重要であることから、さまざまな知が集積・連携して新たな技術革新を生み出す仕組みを検討すべきではないか。

3点目といたしまして、遺伝子などの新技術は生産性の飛躍的向上が期待される一方で、国民的理解を得るための国民とのコミュニケーションのあり方を改めて検討すべきではないかと考えております。

4点目といたしまして、新たな課題への対応や技術の高度化、専門家、高い技術を有する担い手への対応といった課題を踏まえ、今後の技術普及の方策を検討し、抜本的に見直すべきではないか。

5点目といたしまして、我が国農産物・食品産業の競争力強化の観点から、知的財産の積極的、戦略的な創造・活用・保護に向けた取組を強化する必要があるのではないかと考えているところでございます。

基本法につきましては以上でございます。

次に、資料3「農林水産研究基本計画の検証」をご覧ください。

まず1ページでございます。

先ほどもご説明いたしましたように、農林水産省では、基本計画の策定と連動いたしまして平成17年、22年に農林水産研究基本計画を作成し、基本計画に示された施策の実現に向けた研究課題、より長期的な視点で取り組む研究課題、現場ニーズに対応した研究課題などを取りまとめております。

右側が現在の研究基本計画でございまして、重点的に取り組むべき課題を6つの分野に分けまして、5年後、10年後の研究の達成目標をお示ししているところでございます。

2ページをお開きください。

農林水産研究基本計画に基づく研究成果などを検証した結果について、まとめております。

現在の平成22年の研究基本計画につきましては、平成22年から3年間の成果を検証いたし

ますと、全体として達成目標に対しては順調に進捗しております。一方、研究開発の過程で、研究の出口までの見通しが十分でなかったことなどから実用化の見込みが低いことが判明して、研究を中止した課題も見られました。

また、目標設定について見ますと、1つには、目標が定性的で具体性に欠けており、毎年の到達目標や研究の道筋が明らかではないため、研究の評価や進捗管理に活用できないものが多く見られました。もう一つは、研究成果がどのように活用されるのか、また解決すべき課題はどのようなものなのかなどの点について具体的にないといった課題がございました。

さらに、過去の研究基本計画に基づく成果について現場の活用状況を見てみますと、一定程度の普及実用化が認められるものがある一方で、導入コストが高いといった理由により、現場では十分に普及していない成果も見られました。これは研究開発の目標設定に当たって、これまで現在ある技術シーズをもとに研究目標を設定する側面が強く、現場のニーズを起点に課題や目標を設定する側面が弱かったことが原因ではないかとも考えられました。

3 ページ以降は、今、申し述べました研究達成目標の具体的内容の実例です。

3 ページの最初に掲載している「到達目標が適切であったと考える例」では、鳥インフルエンザの例などが掲げてありますけれども、目標が明確となっており、現場での活用とも結びついているものでございます。

4 ページでは、問題があったと考えられる例を提示しております。これらの達成目標につきましても、現場における実用化、普及を考えた場合の成果に求められる内容、解決が必要な課題などが明確になっておらず、具体性に欠けたものとなっております。

5 ページは、先ほどご紹介いたしましたように、研究基本計画の重点目標に示された研究課題のうち、当初想定したような成果が得られる見込みがないと判断されて中途段階で中止したものを事例として挙げさせていただいております。

6 ページと7 ページは、過去の研究成果の普及状況の評価でございます。6 ページ、高温でも品質低下が少ない「にこまる」ですとか、外国産のパン用小麦に引けをとらない「ゆめちから」など、一定程度普及が進んだものもあれば、一方で7 ページの事例にありますように、コストがかかることなどがネックとなって普及が進んでいない機械や技術などもありました。

最後に8 ページでございますけれども、このような検証を踏まえまして、今後の検討方

向をまとめております。

今年度中に作成を予定しております次期研究基本計画におきましては、目標の設定におきまして、主に次のような3つの点について検討を行っていきたいと考えております。

1点目は、目標設定に当たって5年後、10年後に目指すべき農業・農村の姿から重要な技術課題を導き出し、現場などのニーズにマッチした目標を設定すること。

2点目は、農業者や食品産業などの目標設定プロセスへの参画を強めてもらうことを通じて、どのように研究成果を活用するのかを明確にした目標を設定すること。

3点目は、ロードマップの策定や可能な限り定量的な目標を設定することによって、目標をより具体的なものにするとのことでございます。

○政策課長 続きまして、議題2の(3)委員の指摘事項等ということで、資料4をご覧ください。

前回の企画部会で委員からご指摘いただきました項目を中心に、資料を準備してございます。

では、経営局からお願いいたします。

○経営局審議官 委員の皆様からいただきました主なご意見などにつきまして、その実態、あるいは現行の施策を取り巻く資料をご用意いたしております。

まず、法人経営への支援でございます。近藤委員、藤井委員、生源寺委員、松本委員から、法人経営体に対する税制補助などの支援施策を充実することが必要ではないか、また経営能力を育成するための施策が必要ではないかといったご意見をいただいております。

1ページにございますように、集落営農の法人化に加えまして、平成26年度からは新たに複数個別経営の法人化、あるいは法人同士が統合して新たに法人を立ち上げる場合にも、定額40万円を助成いたしております。また、法人経営に必要な会計・経理知識の習得、労務・財務管理に関する知識の習得などについても支援を行っているところでございます。

2ページにございますように、融資ではスーパーL資金、税制では農業経営基盤強化準備金、出資面では農業法人投資育成制度などの支援を行っているところでございます。

特に出資につきましては、3ページでございますが、昨年法律改正を行いまして、投資事業有限責任組合、いわゆるファンドが農業法人に出資できる道を開いているところでございます。

4ページは、任意組織と法人経営を比較する形で法人化のメリットを整理しております。認定農業者に対しましては、5ページの新たな農業経営指標により毎年みずからの経営

状況をチェックしていただいて、P D C Aサイクルを回すことで経営マインドを高めていただくことをねらっているところでございます。

近藤先生から、事業再生に対する支援も必要ではないかというご指摘をいただいております。国として直接の制度はございませんけれども、公庫からお金を借りている方に関しましては、破綻すると地域農林水産業への影響が大きい農林水産漁業者などに対しましては公庫が積極的な事業再生の支援を行っているということでございます。

次に、新規就農者への支援でございます。香高委員、武内委員、藤井委員、三石委員から、若者や新規就農者への経営・技術指導の充実、法人雇用者に対する継続的な教育の必要性等についてご意見をいただいております。

8ページでございますが、近年、新規就農者は全体で5万5,000人前後、このうち39歳以下の者が1万3,000人から1万5,000人程度となっております。これで定着するのが大体1万人ぐらいと見ているところでございます。

9ページでございます。この39歳以下の新規就農者の約4割が雇用就農でございまして、雇用就農者の8割を非農家出身者が占めている状況でございます。法人に就職することが非農家出身者の主要な就農ルートになっていることをお示ししているところでございます。

10ページが、農業系の学校からの就農状況でございます。農業高校からは3%、農業大学校からは50%、農業系の大学からは3%が就農ということでございます。

これを農業の側から見ますと、11ページでございますけれども、新規就農者の4分の3は一定期間、他産業を経験してから就農したということでありまして、他産業での経験は農業経営にも役立っているという調査の結果が出ております。

12ページには、農業経営者教育の充実・強化の状況を掲載しております。

平成24年度から、農業界と産業界の連携による農業経営者を育成するためのセミナーをアグリフューチャージャパンなどが実施しており、さらに、平成26年度からは経営発展を目指す農業者を対象とした、すぐれた経営感覚を備えた農業経営者のトッププロを育成するための研修・教育を実施しているところでございます。

13ページ、14ページでは、地域における新規就農者育成の取組、人材育成に取り組む農業法人の事例をご紹介します。

三石委員からは、一般企業の農業参入について、より適切な支援を行うために現状を把握すべきとのご意見をいただいております。

一般企業の参入につきましては、16ページにございますように、平成21年の農地法の改

正により、一般企業への農業への参入がリース方式であれば全面的に自由化されているところでございます。その状況でございますが、17ページでございますように、改正農地法の施行後、従前の5倍のペースで新たに1,392法人が参入するという状況でございます。農地を利用して農業経営を行を法人は着実に増加してきているところでございます。

山内委員、市川委員から、法人や集落営農が活動しやすい政策支援が必要で、そこへの農地集約を進めるべきではないか、あるいは農地を適切に利用しているかをしっかり把握すべきではないかというご意見をいただいております。

21ページ、22ページでございますように、担い手の利用面積につきましては、既に農地面積の5割までをカバーしているところでございます。また、20ヘクタール以上の経営体が土地利用型の農地の3割をカバーする状況となっております。

22ページ、23ページでございますように、昨年の臨時国会におきまして法制度の整備を行いまして、農地中間管理機構の創設、遊休農地対策の強化を行っているところでございます。今後10年間で担い手の農地利用が8割を占める農業構造を実現するために、農地中間管理機構を活用いたしまして、また、25ページにあります人・農地プランによる地域の徹底的な話し合いを進めまして、担い手への農地集積を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○食料産業局長 続きます。食料産業局でございます。よろしく申し上げます。

資料4-2でございます。

6次産業化ということでございますが、この6次産業化につきましては、来月この基本法第34条、農村の総合的な振興の中でご議論いただくこととなりますけれども、これまで委員の皆様からいただいた6次産業化に関するご意見を踏まえまして、今回は、6次産業化の取組の現状についてご紹介申し上げたいと思います。

まず、2ページをご覧ください。6次産業化の定義についての改めてのご紹介でございます。

6次産業化とは、農林漁業者による生産・加工・販売の一体化や農林水産業と第2次・第3次産業の融合等を通じて農山漁村に由来する農林水産物等の地域資源を活用し、新たな地域ビジネスの展開等を通じて付加価値のより多くの部分を農山漁村に帰属させ、雇用と所得を確保するというものでございます。

6次産業化は極めて裾野が広い分野でございます。今後も多様な事業者の連携のもと、それぞれのアイデア、ノウハウを生かした6次産業化の推進が重要だと考えております。

なお、2ページの右下にございますが、「6次産業化」という言葉が今年度より高等学校農業科用の教科書でも紹介されておりまして、今後、農林水産業や関連産業の担い手となり得る高校生にも広く認知されていくものと考えております。

3ページでございます。

この6次産業化の取組の進捗状況でございますけれども、平成20年度に成立しました農商工等連携法、平成22年度に成立しました六次産業化・地産地消法に基づく計画の認定件数についてでございますけれども、農商工等連携事業計画では、第1回の認定177件から、第18回の認定は612件となっております。また、6次産業化の総合化事業計画では、第1回の認定が251件、第9回の認定が1,811件と、それぞれ大きく増加している状況でございます。

これらの内訳でございますけれども、6次産業化の総合化事業計画、5ページをご覧くださいますと、収益性の高い野菜、果樹の取組が多くて、認定事業の内容では、加工または直売の取組が9割を示している状況でございます。

6ページをご覧ください。

六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画につきましては、しっかりとフォローしていくことが重要でございますので、認定から1年以上経過した方を対象に、事業計画の進捗状況と経営状況についてモニタリング調査を行っているところでございます。

経営状況について見ますと、認定事業者の6次産業化関連の売上高は、申請時から1年間の取組で15%程度増加して、2年間では20%程度増加しています。経営全体で見ても増加していると言えます。

また、この事業計画の進捗状況に応じたフォローアップにつきましては、7ページにございますように、地方農政局等が計画の進捗状況に応じて評価を行い、その結果に基づいて中央・都道府県サポートセンター等によるフォローアップを行っているところです。必要に応じて全国に約1,600名登録されている6次産業化プランナーを派遣し、マーケティング等を含めた、課題に応じた指導、助言を行っているところでございます。

引き続き進捗状況等に応じたきめ細かなフォローアップを行って、農林漁業者の売り上げの向上と所得の向上、雇用の確保につなげていきたいと考えております。

8ページから11ページは、認定事業者の実際の取組事例のご紹介でございます。各地域で創意工夫した取組が展開されておりますが、その一部をご紹介させていただいております。

例えば10ページをご覧くださいと、自社生産した低グルテリン米を医療給食に活用する事例でございます。この事例では、6次産業化事業体が専門医ですとか管理栄養士等と連携した取組も見られているところでございます。

これから取り組まれる方々の参考に資するよう、このような形で取組事例をできるだけ多くホームページで紹介していこうと思っております。また冊子では、今、配付はさせていただいておりませんが、結構厚い「6次産業化取組事例」を用意しております、これが先ほど触れましたホームページでも紹介されるということでございます。

12ページ以降は、農林漁業成長産業化ファンド、いわゆるA-FIVEの状況でございます。

現在、全国に42のファンドが設立されております。現時点での出資案件は累計で19件、事業者、ファンドを含めた出資総額は23億円程度となっております。徐々に案件は増えているところでございまして、今後もファンドのPRを図りつつ、案件の発掘に努めてまいりたいと考えております。

○政策課長 続きまして議題次第2の(4)国民からの意見・要望ということで、資料5をご覧ください。

今回、第1回目の募集ということで、2月26日から4月30日までの約2カ月で募集を行いました。意見、ご要望はインターネット、郵送、FAXなどで受け付けたほか、農林水産省が実施いたしました意見交換会や説明会で出された発言のうち、基本計画に関する意見などについても集約いたしております。

総計475件ございまして、1ページをお開きいただきますと、各分野ごとにさまざまなご意見、ご要望、出された方の職業なり年代を整理させていただいております。時間の関係もございまして、個別のご紹介は割愛させていただきます。ご一読いただきまして、今後の審議会における議論の参考としてご活用いただければと思います。

続きまして、資料6をご覧ください。

委員提出資料でございまして、本日は、松本委員及び山内委員から事前にご意見なり資料をいただいております。お手元にお配りしておるとおりでございます。

最後に、資料7についてご説明させていただきます。

去る5月19日に開催されております産業競争力会議の課題別会合におきまして、林農林水産大臣から説明を行った際の資料でございます。簡単にご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

昨年からの農政改革により、攻めの農業の基盤を形成してきております。ページの一番下でございますけれども、まずは現場の実態を踏まえて、この改革を着実に推進していくということでございます。

また、左のほうの3つの柱でございますけれども、需要サイド、供給サイド、両者の間をつなぐバリューチェーンということで、攻めの農業の実現のための3つの柱について、産業競争力会議などにおける議論を踏まえまして、企業のノウハウや資金力も活用して新たな視点から進化させることとしております。

2ページからは、生産現場の強化に向けた取組でございます。

今年3月に法律が施行されております農地中間管理機構は、これまで進めてまいりました農地の集積をリースにより一層加速化するものでございます。既に42道府県で機構が立ち上がっておりまして、機構が担い手への農地集積や新規参入等に成果を上げられるよう、今後、各県における機構のガバナンスの状況なり事業方針を調査し、業績についても定期的に評価していくこととしております。

また、意欲ある担い手がより適切に経営判断することができるよう、米政策の見直しのところですが、国が提供するお米の需給・価格情報等を大幅に拡充しております。また、経営所得安定対策の見直しや日本型直接支払い制度創設のための関連法案を国会に提出しておりまして、今まさにご審議いただいているところでございます。

このように、一つ一つ進めておるところでございます。

3ページは、これらの取組を強力に進めることによりまして、10年後の日本農業の姿ということで提示しておるものでございます。

4ページでございます。

生産現場の強化の取組といたしまして、次世代施設園芸の推進など産業界に蓄積されたノウハウを農業の現場に生かす環境を整備していきます。また、マーケットインの発想で日本農業の強みを延ばすとともに、構造改革が進んでおります畜産・酪農分野をさらに強化いたします。

この畜産・酪農分野でございますけれども、後ほど15ページをご参照いただければと思いますが、指定団体を通さずに自ら生乳を加工したり直接販売する道を広げること、それから輸出向けの乳製品工場などの設置規制を緩和することなどについて検討し、酪農家の創意工夫を支援する環境を整備することとしてございます。

5ページ、6ページが、需要の拡大に向けた取組でございます。

社会構造の変化に伴いまして、国内の総需要が減少する傾向にあることも踏まえまして、国産品のシェアを輸入品から獲得していく取組をしていきますということで、左の括弧のところですけども、加工・業務用野菜の出荷量を今後10年間で5割増を目指す、有機農産物の国内生産については5年で倍増を目指すということでございます。

6ページは輸出についてでございます。

この6月にも司令塔となります輸出戦略実行委員会を立ち上げることでございまして、牛肉やお茶などをモデル品目として、品目ごとの全国団体を核としたオールジャパンでの輸出を促進するように支援を重点化してまいります。また、日本の食文化を広げる司令塔ということで、官民共同のコンソーシアムを創設することとしております。

7ページの6次産業化では、先ほどお話ありましたとおりですが、地理的表示の保護に関する法案を国会に提出し、こちらもご審議いただいているところでございます。

8ページは、A-FIVE——農林漁業成長産業化支援機構の活用でございます。先ほど出資案件のご報告もございましたが、これを今後も増やしていくために、左側の、6次産業化に必要な農業生産に関しては出資の対象としていくこと、農業に参入した企業に積極的にファンドを活用してもらうためのガイドラインを策定していくこと——これは2つ目の四角の②でございます。それから、サブファンドの出資割合の引き上げによる農林漁業者の実質的な出資負担の軽減などを進めることとしております。

9ページは地域政策、人口減少社会における農山漁村の活性化ですけども、都市に先行して人口減少が進む農山漁村を活性化するため、集落間のネットワーク化等を進めてまいります。

10ページ、林業でございまして、CLTの普及のスピードアップ、それからバイオマスなど地域材の利用促進と森林吸収源対策などを進めてまいります。

最後、11ページでございますが、水産業でございます。生産から販売まで目詰まりのない施策を展開し、特に輸出の倍増に向けまして、対EU・HACCP水産加工施設の認定加速化の切り札ということで、水産庁自らも認定主体になっていくということでございます。

○中嶋部会長 それでは、これより意見交換を行いたいと思います。6時までとさせていただきます。

前回の企画部会では50音順にご発言いただきましたので、今回は逆からご発言いただきたいと思います。

4人ずつご意見をいただき、事務局にご返答いただくという形式で進めたいと思います。
それでは、山口委員からお願いいたします。

○山口委員 多岐にわたるご説明をありがとうございました。

大きく2点お話ししたいと思います。

1点目は、前回、私このテーマ全体を構造的に整理するための、マトリックスの整理ができないかというお話をしたわけですが、私が思っていることが正確に伝わっていなかったと思いますので、それをもう少しきちんとご説明したいと思います。

つまり、前回マトリックスで申し上げたことは、例えば農業を生産・供給サイド、それから消費・需要サイド、そしてそれをつなぐ流通、この3段階について、その構造を現在、5年後、それから10年後のあるべき姿といった大枠で描くことができないかと。その姿に近づけるためにはどんな政策を打つべきか、いわばそのためのマトリックス整理ということでありまして、精緻な数字の積み重ねといった作業は、そもそもそんなに精緻な数字が見通せるはずがないわけでありまして。

そういう意味では、この生産、流通、消費を大きく左右する要因を逃さないように主要要因については網羅する、その要因ごとに方向性、現実あるいは改善可能な程度を数量レベルで考える。数量レベルというのは精緻な数字ではなくて、要するに半分になるのか、あるいは倍になるのか、その程度のラフさでいいと思いますけれども、要因を網羅することがとても大事で、前回、各施策のレビューをしていただいたときに、計画と着地に乖離があるという話が随分たくさんありましたけれども、あの乖離はもちろんいろいろな原因がありますけれども、例えば要因の1つとして、やはり前回も申し上げましたが、生産・供給サイドの視点が非常に濃厚で、その要因がたくさん考慮されている。それに対して消費・需要サイドの要因の整理がやや不十分で、それがあの乖離に一番大きくつながっているのではないかと思うんですね。そういう意味で、要因の整理をしっかりと、その主な要因について半分なのか倍なのかという程度の数量レベルの整理ができないものかというのが、前回申し上げたマトリックスの意味であります。

例えば米の例をとれば、消費・需要サイドで言えば、恐らく国内と海外への輸出と、あるいは在庫あるいはロス、廃棄のウェイトも食品の場合は現時点で大きいわけですがけれども、大きくこの3つの分野で構造的に見てみる。そして国内の場合には当然、マーケットを見れば家庭内で消費されるもの、中外食マーケットで消費されるもの、産業用の加工原料米として使用されるもの。今回のいろいろな施策で見ますと、飼料用に振り向けられる

ものもウェートが大きくなると思います。

仮に、例えば先ほどの在庫の議論の中には入っていませんけれども、在庫あるいはロスの部分が現時点で供給総量の3分の1ぐらいいっているかもしれないという話ですから、仮に、わかりませんが、目標値としてそれを半分にしようと設定したら、30%が15%になる。つまり、これは需要・消費とは言い難いですが、しかし、そちらサイドで15%の数字が減るわけでありまして、その15%はどこで担うのか、あるいは供給サイドの見直しをしなければいかんのかといったことを考える必要が出てくるだろうと思います。

同じようにこれを生産・供給サイドで見れば、従来型の1次産品としての米は当然地域別なり、さっき担い手の話もありましたけれども、担い手別なり、あるいは用途別なりということで、どういう構造に現時点になっており、5年後どうなることを想定し、10年後はどう考えるか。輸入米は、それこそ経済連携の中でいろいろな想定をしなければいかんことがあると思いますけれども、それはやはりある想定を入れてみるということだろうと思います。

それから、6次産業化の中で議論されているように、従来の米としての使用だけではなくて、2次産品として、つまり加工米製品ということになるでしょうが、それから3次産業としては中食なり外食のサービス産業のところに振り向けられる。そういう分け方で大枠で、生産・供給サイドそれぞれのところにどういう供給になるんだろうかと。当然流通はそれをつなぐわけですが、在来ルートと直売に近いようなもの、それがB to Bであり、B to Cのものも出てくるわけです。B to Bのウェートが上がってくるはずでありますけれども、そのような大枠の要因を全部取り込んで、各要因について現実的に見てこういう変化が出るだろう、あるいは意図的にこういう制度変革をするのでこういう構造になるだろうという組み立てをそのマトリックスの中に入れてみるといったことを、前回、申し上げたわけでありまして。

今は米でお話ししましたが、当然主要な1次産品についてそういう整理が必要になるだろうと思います。

各委員会なり専門部会で、それこそ専門家の方が物すごく精緻にいろいろな議論をした上で、改良すべき点が、問題点が全部リストアップされているわけで、大事なことは、あれもこれも全部やればもちろん理想的でありますけれども、今、申し上げたような整理の中で、100ある要因のうち例えば30だけは必ず手を打たなければいかん、あるいは見通さなければいかんといったことを政策的にきちんとピックアップして、その30の要因につい

ではどういう施策を打つべきかという議論をしなければいけないのではなからうかという
のが、前回ご提案した意味であります。

それから、大きい2点目で、今日の主要テーマである技術革新の部分についてお話し
します。

バリューチェーンと言われますが、各ユニットチェーンのところで革新すべき技術テ
ーマが当然リストアップされていると思います。これは、例えば生産というチェーンのと
ころでどういう技術革新があり得るか、販売というチェーンのところでどういう技術革新
があり得るか、これが主要課題でありますけれども、もう一つ、これに加えて複数のチェ
ーンの全体をしてみる、あるいはチェーン全体を統合的にしてみる、そういうところから
生み出される価値というものがあって、その価値をつくり出すような新しい技術テーマ
という視野もあっていいのではないかと。それは余りこの中に入っていないように思
うんですけども。

例えば具体的に言いますと、物流が生む商品価値というものがあるわけでありま
す。物流だけで考えると、例えば温度管理がしっかりできた、あるいは湿度管理がし
っかりできた、そういう運び方がされればそれである種の物流価値が生まれますけ
れども、それが例えば記録も含めてしっかりと中身が維持されている、その記録が
荷主に報告される、このこと自体が物流価値を新しく生むわけでありま
す。

その価値がしっかりつくり出されるためには、包装形態あるいは材質、運び方、
これが行われる必要がある。そうすると、物流段階だけで価値が生まれるの
ではなくて、包材あるいは包装工程、製造工程、こことの連動でこの価値が
生まれるわけでありま
す。

同じようなことはたくさんあって、前回、私は気候の予測とそれに見合う農
作業カレンダーのお話をしましたがけれども、これなども1つのチェーンの
ところから生まれるのではなくて、複数のチェーンを総合的に見る
ことによって、そこから新しい価値が生まれる、そのための技術開
発をするという意味を含んでおります。

例えば、機内食がありますけれども、機内食の中では冷たいものは冷たく
そのまま食べる、温かいものは温かく食べる、それが一発の解凍条件
でできることがとても大事になるわけ
です。そうすると、これは加熱される条件が変わるようにトレーが
できている必要があるわけ
であります。つまり、あれがある種の包装だとすれば、包装の中
での価値が生まれることと、
使用時点でその価値が実現するわけ
ですけども、そういう複数チェーンの

ところの連動で価値が生まれる、そういう技術があると思うんですね。

最近、冷凍食品では自然解凍の商品が随分増えています。凍結したものをそのまま弁当に入れる。お昼時に開けて食べればそれがしっかりとおいしく食べられる、こういう商品が増えています。かつては、例えば腐敗のことも含めて懸念が残るので、そういうことは一切できなかつたわけですが、技術進歩の中でそういう製品技術等が盛り込まれるようになって、これが可能になったわけでありまして、これなどはレシピの中での技術と、それが包装の中で維持される技術、それから解凍技術、つまり、自然解凍してもきちんとおいしさが保たれている、こういう複合的な技術で実現するわけでありまして、これなども、やはりレシピ配合段階、それから包装段階、それから消費者のところを使う段階でその価値が生まれる、そういうことでありまして、今、申し上げたような意味でチェーンの複数あるいは統合的に見る、その中から新しい価値が生まれる、そのための技術開発というテーマも随分たくさんあるのではないかと思います。

○山内委員 資料6の21ページをご覧ください。

1点目の技術の開発・普及の問題について、3点です。

先端技術を農業生産に応用する研究は非常に重要だと思いますが、振り返りの視点にもあるように、現場に貢献できているかという視点の評価が重要だと思います。あわせて、先端・先進研究に加えてその基礎となる、例えば気候変動に適した品種の改良とか病害虫対策、種の保存や食品の安全を担保するための、近年でいいますと放射性物質の問題、汚染物質などの継続的な研究調査、データ蓄積といった基礎的な研究と、その結果をもとにしたレギュラトリーサイエンスを実施する際の課題をきちんとこの振り返りの中で明らかにすべきではないかと考えています。

2点目は、飼料用米にかかわる研究ということで、既に認識されていると思いますが、私ども生協でも実際に飼料用米の生産や利用を始めてみていろいろ気づいたことがあります。それは地域の気候に適した品種の改良の問題や、飼料用の米を1年を通じてきちんと平均的に供給していけるような専門保管施設や流通の仕組みの整備についてです。こういった点の研究が必要ではないかと考えています。

3点目、遺伝子組換えについても言及されていますが、安全性や環境影響などにかかわって、まだまだ国民の不安が大きいところです。また、他国籍企業などによる種の独占による市場支配なども指摘されております。重要な技術であるとは理解していますが、実用化に当たりましては国民と丁寧にコミュニケーションしていただくことが必要かと考えて

おります。

次に、第32条関連です。

1つ目は、バイオマス推進の件ですが、これも実際に、再生可能エネルギーの普及や地域振興の観点から、生協でも生産地の皆さんといろいろな協力して、今後の開発の検討を始めてわかった点です。安定的な原料調達など、具体化に向けてまだまだ課題が大きいと思っております。森林資源については、発電に使う材料が出てくればいいということではなく、その後ろ側にあります林業全体の振興とか地域維持と大きくかかわっていると考えています。また、農業系の家畜排せつ物の利用なども進んでいると思いますが、地域のサイズに合わせた小規模・分散型で利用可能な技術なども重要ではないかと考えています。

2つ目は、生きものマークの件です。少しずつ広がっていますが、まだ消費者に広く普及している状況ではないと思います。また、これらの取組が環境保全や生物多様性に一体どのような効果が出ているのか、ここらあたりで振り返りをしていく必要があるということと、何らかの検証の仕組みも必要ではないかと思っております。

検証できる仕組みであることがわかれば消費者の皆さんの信頼度も高まりますので、普及が後押しされるのではないかと考えております。

最後に6次産業化については、1点、申し上げます。

6次産業化の目的は、農山漁村の地域内の雇用所得の向上だと理解しています。事業を成功させていただく上では消費者のニーズにマッチした商品やサービスの開発が不可欠であることは言うまでもございません。今、教えていただきました農商工連携事業と六次産業化・地産地消法による事業がございまして、それぞれかなり進展はしておりますけれども、特に六次産業化・地産地消法による認定につきましては、まだ中山間地などが多い地域での実績が少ないのではないかと見ております。この六次産業化・地産地消法による認定事業は農業者への支援ということで、農業者の発案が認定されると理解していますが、場合によっては一緒にやる流通や小売、消費者の団体などが認定を受けられるような形についても柔軟に検討をお願いしたいと思っております。

また、共同で進めた場合、農山漁村にきちんと利益が落ちないというようにならないよう、とりわけ該当地域の中の生産者の方、中小ではあっても事業者の方、流通業者が活躍できるような方向にいろいろコーディネート、支援の施策を考えていただければと思っております。

○三石委員 私は前回の会議を欠席しましたので、まず、書面に出した質問に対していろ

いろいろ細かく返答いただきましたことにお礼申し上げます。

それらを踏まえ、今日は技術関係について、開発・普及という点を中心に話をしたいと思います。いただいた資料を見れば見るほど、これは何年先を見るのかという時間軸、タイムフレームの問題がすごく大事になるという気がいたします。この基本計画自体は一応5年間を対象としていますが、10年、20年、場合によってはかなり先を見据えた上での5年間なのか、本当に5年間だけのことを考えているのかによって内容がかなり変わりますし、特に技術についてはそれがかなり大きいのではないかなと思います。

先ほど技術会議の説明にありましたが、5年後、10年後と簡単に書かれていましたけれども、これは基本計画とのリンクがまず必要になると思います。ですから基本計画がどのくらい先を見ていて、それに対して技術のほうもどのくらいを見ていくのかという視点をしっかり押さえておかなければいけない、これが1点目です。

次に、例えば同じ技術開発の中でも、短期の開発で済むものと、非常に基礎的で1年、2年、3年では成果が出ないけれども着々と進めなければいけないもの、要は定性的にならざるを得ないものもあると思います。それらをすべて定量化して具体性がない、定性的だという話で研究を中止したりすると、これは将来にとって非常にまずい問題が出てくる。したがって、どのような研究は5年間でしっかり目処をつける、研究によっては10年ぐらいかけても腰を据えてやる、このような振り分けが必要ではないかという気がいたします。

これは当然、予算とも関係してきます。例えば、先ほど山内委員から遺伝子組換えの話等も出ました。コミュニケーションに関して私は全く同感です。一方、どうしてこういうことが生じたのかを考えると、例えば日本のGDPはもう世界第3位でありながら、育種、つまり種子の開発に投じている予算は一体どのくらいなのでしょう。いただいた資料の中に数十億円単位と出ていて、個人にとってはすごく大きいお金です。ただ、欧米の民間企業が調査研究に費やしている資金や、日本という国家全体で費やしている資金と比べても明らかに規模が違い過ぎる。こういう状況の中でどのように対応していくのかを、やはりこの機会に少し考えたほうが良いかなという気がいたします。

ですから、1点目が時間軸の問題であるとすれば2点目はコンテンツ、内容の問題です。そして最後に3点目としてディレクション、方向性の問題があります。

我々は日本人で、これは日本の国の基本計画ですので、日本だけを見ていけば良いのか、それともその他の国も含めて見ていくのかという大きな問題が出てきます。人口減少の社会になれば当然、生産年齢人口が減ります。もう一つ、単身世帯が増えます。今日いた

いただいた資料だと2050年で42.5%。そういう社会の中で一番適した農業と食料はどのようなかを考えないといけないと思います。

2050年というのはまだ35年先です。これからの5年間はその35年先に想定できる幾つかのシナリオを踏まえ、そのシナリオの中で、どちらに転んでもとりあえずこの方向は間違いないだろうなという一歩を踏み出さなければいけない。そのときに、一体我々は何で貢献するのか。技術で貢献するのか商品で貢献するのか、サービスで貢献するのか人で貢献するのか、こういったことを一つ一つ詰めていく必要があるのかなと思います。

農産物の輸出の問題、6次産業化の問題、いろいろ出てきますが、先週いただいた産業競争力会議の資料などを見ても、オールジャパンで輸出をやっているところとあり、農水省は農水省でやろうと言っています。ですからこれは船頭が多くなっても困りますので、是非しっかりとコントロール機能を発揮していただいて、日本産の農産物をどうやって売っていくのか、しっかりと管理をしていただきたいということですね。

それから、総合科学技術会議、現在では総合科学技術・イノベーション会議と名前が変わりましたが、この組織を大いに活用していただきたいと思います。イノベーションとは、意見が対立したところに初めて起こります。ですから「こういったことが良い」とか「こういったことが悪い」と反対の意見を言い合っているだけではなくて、そこから次にどうやってイノベーションを起こすかという方向に持っていければ良いかなと思います。

質問に対する返答の中で、私が何となく感じていて忸怩たる思い——これは何とかしなければいかんと思った感想を最後に少しだけ述べます。「職業としての農業」について、農業大学校はそれなりに良い数字が出ていても、農業高校、農業系大学を出て就農する人が3%という点が気にかかります。年間約5万人卒業して、そのうち就農は3%、この状況をどうしたものかと思います。これは、やはり「職業としての農業」が今後どういう形になれば魅力あるものになるのかということ、私は今、大学に勤めていますので、真剣に考えないといけないなとつくづく感じた次第です。

○松本委員 意見を一つ二つ申し上げる前に、委員提出資料ということで資料を出させていただいております。

実は私ども、私ども全国の農業委員会の会長さんの定期大会を毎年この時期にやっております。これは幅広く農政に対する政策提案を確認して、提案する、こういった場がありますけれども、そこでの政策提案と、それから今日、渦中にあるのでありますが、規制改革会議さんからこのたび意見が出まして、農業委員会組織の見直しといったこともあり

ましたものですから、内部でいろいろ議論もいたしまして、この際ということで、この大会で確認した農業委員会組織制度の見直しに対する要請内容を2つほど出させていただいておりますので、委員各位には、これからの検討の中で参考にいただければ幸いに存じます。よろしくお願いいたします。

その上で、技術開発を中心に2点ほど、簡単に申し上げます。

思い返しますと、先回もありましたでしょうか、萬歳委員から、バイオガスのエタノールとの関係は今どんなことになっているんだろうかというご質問があったと記憶しているんですけども、そういう面で技術開発というときに、飼料米ですね。振り返ると、過去にも何回も飼料米のことは技術開発で、この30年ぐらいを振り返ると何回かあったと思いますが、今日またそのことが焦点にならざるを得なくなっているわけです。単収を飛躍的にどう増加させる。タイムラグのロスがなければもう少し、こういう課題は解決しておったかもしれませんが、頓挫して、ここでまた再チャレンジしなければといったことになるんだろうと思うんですね。

資料では700キロぐらいを目指すということのようですけども、私どもが関係しております養鶏団体等は、量としては2トンぐらいを目指すことが適当ではないか、こういうご意見を持っておられる。これをどのように実現するかということだと思います。

その要点は、技術開発ですから短期に実現しなければいかんということもありましょうけれども、やはり持続的に、何と申しますか、政策全体がちょっと横を向くとかこういうものについても力が入らなくなるといったことでは、やはり結果が来ないということなので、とりわけ米の全体的な需給と飼料米の位置づけは、政府としても大変に、これまでと違うんだということを打ち出しておられるわけでありますから、その覚悟で単収増大の技術を早急に出していただきたいと思っております。

エタノールと言いましたのは、四、五年前だと思いますけれども、政策的にも大変関心が持たれたと思います。今は余り、みんな太陽光とかそちらのほうへ行ってしまって、そういうことについて世の中も余り、どこへ行ってしまったんだろうと。頑張っている方がおられると思っておりますけれども、それではやはり技術開発は成就できないのではないかと、こういう感想であります。

その場合に、やはりそうした新しい技術を普及、浸透といいますか、そういう体制は重要だと思います。そういうことを再度かみしめなければいかんと思っております。

それから、ちょっと特異な話ですけども、私自身は医薬品作物に関心を持っております

す。

例えば、腎臓病患者向けの低タンパク米と申しますか、そういうものがありますよね。こうした本当に先端的な、新しい世界に果敢に需要開拓とか、市場規模を定着させるとか、そういう取組は果敢にやっていく必要があるのではないかと思います。

3つ目、最後になります。先回申し上げたんですけれども、今日、委員の皆様方のご質問ということで担い手対策の資料も追加で出ておりましたので、再度申し上げますが、技術指導プラス経営管理手法と申しますか、政策的に農村と申しますか、特にハンデのある地帯を幅広く、広い地域を擁している、そういう業種なので、そうしたところでの経営支援対策の支援予算、こういうものをもう一括復活してもらいたいと思います。農政として。今はないですね。再度申し上げますけれども、ないと言っていいと思うんですけれども、もう一回きちんと復活していただきたいというのが要望であります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。4名の委員からご意見をいただきました。

それでは、事務局からご返答をお願いします。

○農林水産技術会議事務局長 いろいろと貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。

まず、山口委員から、バリューチェーン全体を見通して付加価値をどう高めるかといったところにも技術として対応すべきではないかというご意見をいただいたと思います。

技術開発も生産現場だけを見ていたのではだめで、やはり需要、消費、そういったニーズをどのように捉えて、流通も含めた全体の中でどのように全体の収益を上げていくかを考えなければいけないと思っております。

一つの切り口というか、事例としましては、例えば切り花で付加価値を高める一つの手法として、日持ち性を高める、これは品種改良での対応が1つございますけれども、それを消費者に届けるまでの間どうしていくか、コールドチェーンをどうするか、あるいは保存のための資材開発をどうするかといったところ、そういう全体を含めてトータルとして考えて、全体として消費者に届くときに価値が高まるようにしていく、そういう発想は非常に重要だと思いますので、研究開発のいろいろな場面でそういった発想が取り入れられるように、これから取り組んでまいりたいと思います。

それから、山内委員から先端技術について、生産現場に貢献していくことも大事けれども、基礎研究も大事だというお話がございまして、まさにそのとおりだと思います。バランスの問題にもなりますけれども、気象変動に対応した品種の改良でございましてとか、

あるいは放射性物質に関するモニタリングでございますとか、中長期的に考えていかなければならない試験研究もございますので、こういったところにも力を入れていきたいと思っております。

同時に、レギュラトリーサイエンスというものをしっかりと研究の中に取り込むべきということで、これは科学的な知見をどのように規制なり行政に生かすかということかと思いますが、食の安全の分野、あるいは動植物検疫の分野で規制当局などとも連携しながら、そういった面での研究開発にも取り組んでいるところでございます。

それから、飼料用米につきまして残された課題、しっかり技術的にも対応してほしいというお話、これは松本委員からもエサ米についての技術開発を急いでくれというお話がございました。

生産現場での対応としましては、まず、収量を今以上に上げていく、それから病害虫への耐性を導入していく。一応現段階で各地域に適応した品種、ラインアップはできていますけれども、まだまだ病害虫耐性などの点で生産者の方から受け入れられない品種もございますので、そういうものにピンポイントで病害虫耐性を入れていくことによって普及品種にしていくとか、あるいはさらなる収量のアップを目指していきたいと思っております。

山内委員からいただきました遺伝子組換えに関する国民とのコミュニケーションは、非常に重要だと思っております。有用な技術でありますけれども、国民の皆さんに理解していただきながら進めていく必要があると思っております。カロリーの6割を海外に依存してございますので、既に輸入穀物、飼料とか油糧種子など遺伝子組換えの農作物も輸入されているわけでございますけれども、こういったものは食の安全性、それから生物多様性への影響、こういった評価を国として事前に行っておりますので、そういったことについてもきちっと事実関係、あるいは情報を国民の皆さんに提供していきたいと思っております。

また、コミュニケーションの一つの手法として、大学やNPO法人などが行っておりますサイエンスカフェのような場面でも、いろいろと情報提供させていただければと思っております。

それから、三石委員から非常に根本的なご意見をいただきました。

何年先を見るかということで、行政ニーズに対応して短期で結果を出さなければいけない、それから少しじっくりと腰を落ち着けて研究成果を出していかなければいけない課題、そういったステージをきちっと分けて研究に取り組んでいきたいと思っております。

研究を支援するような資金につきましても、そういうステージを分けた運用を行っていききたいと思っているところでございます。

また、特に育種などについての国全体としてどうするんだというところにつきましても、国の役割、都道府県の役割、民間の役割、大学の役割といったところを整理しながら、国全体として一番力が発揮できるような形で進めていきたいと思っております。

また、方向性として、国内の人口が減少傾向の中でどこを見ていくかということで、当然海外も視野に入れて国内の生産を考えるということでございますので、海外の消費者の嗜好なども考慮した研究開発にもこれから取り組んでいきたいと思っているところでございます。

あと、松本委員から低タンパク米のお話、医療用の品種のお話もございましたが、新形質米ということで一時期、非常に集中的にそういう品種の開発に携わったことがございますが、今後もニーズを見ながら、そういうところにも力を入れていきたいと思っているところでございます。

○生産局技術普及課長 松本委員から、新しい技術を普及する体制が重要というご指摘をいただきました。まさにそのとおりに思っております。

新しい技術につきましても、今、2つ取り組んでいることがございまして、1つは、新技術の導入等に伴う普及指導員に対する研修。国が行っておりますけれども、これも今年度から充実しているところでございます。また、平成24年度からは全都道府県に農業革新支援専門員、これは普及指導員の中で中心的な役割を担う者を配置してございまして、そういう者を中心に研究と普及の連携、それによって新しい技術をどんどん普及することを強化をしているところでございます。

○環境政策課長 山内委員から幾つかいただきました。

バイオマスに関係につきましても、地域の振興、農林水産業の健全な発展が基本でございますので、安定的な原料の供給とか、そういうところはしっかりとやっていくということで進めていきたいと思っております。

それから、生物多様性と消費者とのコミュニケーションということで、生きものマークの効果についてご質問がありましたけれども、農林水産省の政策研究所のほうで、お米について調査したものでございます。これですと、今のところ全国で39件ぐらい、コウノトリ、トキからヤマネコ、メダカまで1,200ヘクタールぐらい、そういう生きものマークという形でつくっていることを確認しているんですけれども、ただ、量的に限られておりま

すので、まだまだ広がり、これから普及していかなければいけないと思います。

ただ、もう一つの環境保全の効果なんですけれども、これは確かに検証なされておられません、このやり方とか、これをどうすればいいのかは、これから検討していかなければいけない問題だと思っております。

○食料産業局長 山内委員から、6次産業化の認定に当たって柔軟な対応があってもいいのではないかというお話でございました。

6次産業化の地産地消法というのは、農業者が自ら生産したものを加工とか直売とか、そういった取組について支援していこうというものでございますけれども、ご指摘のように、中山間地域のように農業者が零細で担い手が不足している地域では、農業者が主体となって6次産業化に取り組むことはなかなか難しい、そういったこともあるかと思っております。

したがって、こういった地域では6次産業化の取組を進めやすくするために、マーケットインの発想のもとで、加工・流通業界も含めた多様な6次産業化事業体のアイデアとかノウハウを生かした、言ってみれば地域ぐるみの取組を進めることも必要だと思っております。

この六次産業化・地産地消法につきましては、来年、5年後の見直しの時期を迎えますので、委員のご指摘も踏まえながら、今後、各方面のご意見もお聞きしながら、今後の扱いをどうしていくか検討してまいりたいと思っております。

○経営局審議官 三石委員から、農業高校あるいは農業系大学からの就農が3%という状況をどうしたものかと。根本は、いかに農業を魅力あるものにしていくかという大変深い宿題をいただいたと思っております。

一方で、農業高校でございますけれども、一般的に教養を高めて健やかな心身を養う、あるいは農業に関する基礎的・基本的な知識や技術を身につけることを目的とした教育が行われている場である。一方、大学の農学系学部では、農学関係分野の専門性の高い研究者などの人材の育成が行われているということで、即戦力となる農業人材の育成が行われているかという、そういった実績がほとんどないのも事実だろうかと思っております。

即戦力となる農業人材の確保を推進するために、高校につきましては農業系教育機関の連携を強化いたしまして、農業教育水準の向上、将来の就農を期待される生徒たちに対する実践的な研修機会の提供を図ってまいりたいと考えております。

また、大学のほうでございますけれども、最近、農業法人では農業生産に携わる方だけではなくてマーケティングとか営業販売、組織マネジメントに必要な人材を農学系以外の

分野、学部からも採用する動きがありますので、多様な人材確保のニーズにこたえるために、農業系の大学だけではなくて経営学部などの他の学部の大学生も含めて、職業の1つとして農業が選択されるようなPR活動、こういったものを推進してまいりたいと考えております。

松本委員からご指摘がありました経営指導に関しましては、今後、予算の中で検討させていただきます。

○政策課長 山口委員からマトリックス的な整理ということで、前回に引き続いてお話をいただきました。

従来の基本計画の道具立ての中では、供給サイドについては構造展望をつくっておきまして、この中で担い手なり生産材の見通しを考えて、それから経営展望の方で経営体別に、また作物の品目別、地域別にどういう経営が、どれだけものをつくっていくかといったことを見通すことになっています。

また、需要サイドのほうを見ますと、これはそれぞれの品目別に需給率目標を考えるに当たって、需要サイドの見通しもつくるようになっているんですけども、それをマトリックスとして自覚的にやっていかないといけないということだろうと考えております。委員から、まず大雑把でいいから考えてみようと言っていたので、大雑把なところでまずチャレンジしてみたいと思います。

○中嶋部会長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、再び委員からご意見をいただきたいと思います。

○松永委員 私からは、今回、政策の検証あるいはモニタリングの視点について幾つか伺いたいと思います。

1つは、資料4-2の6次産業化についてですけども、六次産業化・地産地消法で認定を受けた事業所をモニタリングした調査結果が明示されて、大変興味深い資料でした。6ページです。

その中で、いずれも6次産業化関係の認定を受けた事業者さんの売上高は、1年間の取組でしょうけれども、いずれも増加しているというご提示がありました。そうした政策の視点から見ると、むしろ売り上げが伸びているというより収益が上がっている、あるいは農家所得に結びついているという視点からの検証が大事なのではないかと思えます。

6次産業化の認定事業者は投資して、商品構成はもちろん増えるわけですし、その中で実際にどのように雇用数あるいは従業者の収入所得が増加しているか、あるいは農家が6

次化に取り組むことによって地域への波及効果、外部経済効果がどのようなものか、そうした指標で見られないかと思えます。

政策の検証、基本法の1条1条を毎回ご提示くださるんですけども、私自身、ご提示くださる指標だけで判断していいのか非常に迷う面があります。

今の6次化とちょっと似た議論ですけども、今日の基本法ですと第32条、自然環境機能の維持促進のところも同様の問題を含んでいるように思います。

エコファーマーの認定状況ということで、平成12年から1,126件だったものが平成22年には21万件以上と、非常に右上がり伸びている状況はわかります。インプットですよ。インプットがこれだけ伸びていることはよくわかりますけれども、一方でまたアウトプットとしての効果はどうなっているのか。これだけエコファーマーが増えたことによって環境保全にどんな影響があったのか。あるいはこうしたエコファーマーの取組は大変ですが、一般には環境に取り組むとなかなか、経営とトレードオフの関係にあると思います。そうした中で、エコファーマーの認定を受けることには農家にとってどのようなインセンティブがあるのか。そうした検証あるいは、見える形での指標はなかなか難しいのかもしれませんが、そこも見ていく必要があるのではないかと思います。

今、6次産業化とエコファーマーのことで申しましたのは、あくまで例として申し上げたことに過ぎません。提示される指標がやや一面的に見えるきらいがあります。ただ、これから人口減少の農業、成熟社会の中での農業を考える上で、必ずしも数字だけでは見えない点もあると思います。多面的な政策評価のP D C Aをどう考えていったらいいのか、一つ一つ検証する必要があると思いますが、例えばこの2事例をもとに、どのような広がりや評価が考えられるのかをご提示いただければと思います。

もう一点は、担い手育成の件について、今日は資料4-1で法人経営について詳しく教えていただきました。

その中で、4ページの資料ですけども、集落営農について伺いたします。実際現場で取組をされている方は、特に法人化している集落営農は、単に営農だけではなくて環境保全から多面的機能、公共的なことを意識した取組まですごく裾野が広がるような取組をされているように感じます。一方で、国でこうした集落営農、さらに法人化と進めている現状の中で、都道府県ごとのデータを見ると、集落営農の組織化率はもとより法人化率にすごく差があると感じています。例えば中国地方といたら集落営農数はさほど大きくないのですが、法人化率が非常に高かったり、あるいは四国ブロックや近畿、兵庫県では

集落営農数が多いのですけれども、法人化率が低かったりというふうに、県の農政に非常に左右されている側面も大きいのではないかと思うのですね。

これから法人化ということをいろいろな、多面的機能支払いやいろいろな認定制度の中で集落営農が要件として課される中で、これを全国一律的に推進していく中で、現状、都道府県でかなり温度差があるのではないか、そのあたりはどう考えればいいのか。これは今日の基本法の議論とはちょっと離れて恐縮ですけれども、もしお時間があれば教えていただければと思います。

○藤井（雄）委員 前の委員からも再三お話がありましたが、やはり研究開発についてです。国際競争力を持つ上で非常に重要なので、これまで以上にここの強化を必要としているのかなと思っております。

やはりこの開発プロセスの中で、この評価と課題のところにも書かれていますが、現場の意見を取り入れていくことを是非推進して行ってほしいと思っております。生産者だけではなくて、やはり流通、販売といったところの意見も取り入れた中で企画プロセスをつくっていく、開発プロセスをつくっていくことを推進して行ってほしいと思います。

その一方で、やはり短期的に成果が出るものに関しましては、逆にマーケットもあって成果も出るものは民間でやればいいではないかというところもあるかと思っております。むしろ、出口がないけれどもこれはもしかしたら種になるかもしれないというところにこそ政府の補助金をつけるべきなのではないかという気もしております。ですので、中止や失敗に関しても、ある程度ポジティブな評価もあっていいのではないかなど。ただし、それが単発になって全く無意味に終わってしまうのではなくて、その失敗をもとに次の研究結果に生かせるような形にどうつなげていくか、そのあたりも含めて開発プロセス、企画等を是非つくって行ってほしいなと思っております。

生産側に関しては、技術の普及というところも1つ大きな問題としてありまして、これから国際競争をしていくことになったときに、どのように高いレベルの技術を普及していくかというところが問題かと思っております。現状、普及所、普及センターという形で地域にあります。その普及員に関して予算を絞り過ぎているというか、現状として、あるセミナーがあった場合に有給をとって、自分で休みをとって手弁当で、自分で参加費を出して参加しないと参加費用が出ないといった現状もあります。そんな状況で、普及員が高いレベルの技術を習得できないで農家に何を教えるんだという現状であります。やはり日本がどういったところで戦っていくのか、これはやはり技術というところで戦っていくしかない

わけで、ここに関する予算配分はもう少し考えていただきたいと思っております。

その一方で、今、民間の技術コンサルタントも非常に育ってきている側面がある中で、普及所等のサービスが無料で行われることが民業圧迫になって、全体の技術レベルをむしろ下げてしまうことにならないように、そこの配慮は必要なのではないかと。農家サイドとしても、それが経営にプラスになるのであれば、むしろそこは有料のサービスでもいいのではないかと。そうすることによって全体の技術が上がるようなことも必要なのではないかと。低レベルでの広い普及よりも、やはり先進的に深い、高い技術をいかにつくっていくかのほうが大事なことはないかと思っておりますので、そのあたりの配分、視点も是非入れてほしいと思っております。

次に、担い手のところで返答をいただいております。これに関してはご返答はもういただいているので必要ありませんが、先ほど三石委員からもお話があったとおり、農業高校、農業大学の就業率が低い。これはやはり大きな問題だと思います。自給率、自給力を担っていく若者が入ってこない。これは本当に、自給率を上げる前に、そういったきちっとした教育を受けた人間が農業界に入ってくる道筋をつけることのほうがよほど大事なのではないかと思っております。

また、研究開発ともあわせてですが、そういった大学、研究機関と現場の距離感というところに非常に問題があるのではないかと。そこをもっと近づけることによって、決して農業は魅力がない現場だとは思わないんですけれども、距離感があり過ぎるところに1つ大きな問題があるのではないかなど。ですので、もっと現場と近づいた研究開発、そこに生徒等が入ってくることによって現場に近い技術が蓄積されていく、そういった中で分厚い産業クラスターができてくるのではないかと。ここは省庁の壁を乗り越えて、是非日本農業の育成のために努力していただきたいと思っております。

また、一方で雇用する側としての問題もありまして、当然待遇の向上あるいはキャリア形成というところでロールモデルを構築していくことは、生産者側あるいは農業法人側課せられた非常に大きな使命だと思っておりますので、そのあたりも含めて産業全体の、特に技術、後進の育成に取り組んでいかなければならないと思っております。

次に、収入保険というか、所得安定に関してですが、特に今、酪農業界に関しては補給金制度などもありまして、非常に安定した価格の中でやっている側面がありますが、これは今、輸出ということが出てきた中で、海外の乳製品市場を見ますと変動差が非常に大き

い。こういった中で所得の補償をどのように考えていくのか。これは今、国会でも話されているということですが、輸出とセットです。是非そのあたりについてもご検討いただきたいと思っております。

また、農業のコストに関しましては、これはまだまだやれることがいろいろあるのではないかと考えております。是非規制緩和をしていただいて、自由な競争の中でコストダウンをするところを推進していただきたいと思っております。

この中で外部化ということに触れられておりましたが、外部化が単純にコストダウンにつながるかというと、非常に疑問な点もあります。逆に、高齢化した地帯等では省力化のために外部を導入するんですが、結果としてコストアップにつながっているということもあります。外部化するからには、その経営体の規模が拡大するのか、あるいは専門化することによって付加価値がつくのか、これがセットになって動いていない限りは余り意味がないというか、単純に延命措置になっているという形態があります。

酪農で言うと、やはりTMRセンターや育成・保育という形のものがどのように位置づけられていくのか、そしてそこに参加する農場がどのような形態になっているのかということも含めて検討していかなければ、単にコストを高くしてしまうことにならないように、これは気をつけていかなければならないのかなと思っております。

○藤井（千）委員 私は2点、意見を言いたいと思います。

まず1点は、自然環境機能の維持増進の、エコファーマー制度についてです。

これは20年間で200倍ぐらい増えているんですね、認定状況が。この絶対数が多いか少ないかはこれでは判断できないんですけども、やはりこれだけ増えているというのは、政策としてある程度成功しているのかなとは思いますが、実際には、多分多くの国民、消費者は「エコファーマーって何？」と思っていると思うんです。だからこういう制度をつくるときに、もちろん農業者にとってどんなメリットがあるか、これが農業の多面的機能にどう役立つかを明らかにすることも大事ですし、それが消費者から、国民から見えるような制度にしてほしい。どれだけ増えた、増えたといっても「それは何？」となったら制度のための制度でしかなくなって、あくまでも制度というのは国民生活に資するから制度をつくるわけです。

こういう制度をつくるときには、まず見える化ということを必ず入れてほしいなと思います。国民にどう利益があるのかはこれだけではわからないということが1点です。

もう一点は、技術の開発及び普及についてですけども、今、日本の農業の大きな課題

の1つは自給率の増進ですよね。それで前の審議会でも議論したんですけれども、では、重要研究課題の中に食料自給率を向上させるための研究開発という視点がなぜ前面に打ち出されていないのかなというのが非常に不思議です。だってエネルギー換算で、小麦とか大豆というものがすごく自給率に寄与しているわけですよね。そこの部分が気象条件等ではなかなか日本ではつくりにくいという部分はあるかもしれませんが、日本のこれだけの農業技術を結集したら不可能なことはないのではないかと思います。

例えば福岡県で言いますと、ラーメンというものが今すごく人気で、福岡県が開発したラーメンに非常にマッチした小麦ということで、ラーメン店に卸している。今、それを使っているラーメン店は増えているし、栽培する側にもインセンティブがあるので増えているということなんですけれども、そういうことは幾らでもできる——幾らでもというか、そういうことはできるのではないかと率直に、素朴に思いました。

だって、食料自給率が39%とか40%になったのはここ2、3年で急にではなくて、1965年には自給率は73%あり、半世紀の間に半分近くに減ってきたわけでしょう。その半世紀近くの間になぜ小麦とか大豆の研究開発にとっても力を入れなかったのか。喫緊の課題だったと思うんですね。

もちろん技術開発は諸外国と競っていかなければいけない部分もありますけれども、だから大豆だけをやれ、小麦だけをやれというわけではないけれども、そういう視点が研究開発の中に、食料自給率の向上という非常に大事な農業政策の課題を解決するための研究開発のテーマがないことが非常に不思議です。

○萬歳委員 私の立場から、ご意見なり感想を申し上げたいと思います。

前は、この部会で我々が今、出しましたプランにつきまして説明する時間をちょうだいしたわけでありまして。その中身はまさに農業の成長産業化、所得の増大だということで、役割を發揮していくということを説明させていただきました。その視点に立ちまして私の意見を述べさせていただきます。

まず第1点、第29条、技術開発及び普及という面でありますけれども、現在、法案が審議されている状況でございます、地理的な表示保護制度というもの、まさに知的財産、これを積極的に活用することが是非とも必要であるという思いであります。まさに輸出ということからしますと、国産の農畜産物のシェアを拡大する、あるいは高付加価値の実現をするという観点からしましても、ヨーロッパなりEU農業はこの面で大いに力を發揮しておるという思いをいたしております。

ただ、この知的財産という中身につきましてはなかなかわかりにくいという、今、審議の途中でありますけれども、わかりにくいという感じを持っておりますので、その意味で、わかりやすい形での説明を示していただきたいという思いを持っております。

もう一点、第33条でありますけれども、農業資材の生産及び流通の合理化という観点であります。まさにコスト削減は我々組合、いわんや農業者に与えられた努力であろうと思っております。これも先般、我々のプランの中の一環だという説明を申し上げました。先般、私は経済界との連携をするということで対応をとりましたけれども、それは生産であろうと加工・流通、需要創造、そういう面ではイノベーション、技術革新に取り組むということが大事なことであると思っております。そういう意味で、我々もそういう役割を、経済界と連携した中で対応していきたいという思いであります。

もう一点、これは私の思いであります。先ほど松本委員からありましたように、規制改革会議の提言についてであります。

まさに今、新農政がスタートする年であります。農政改革元年。説明されているとおり経営・所得安定対策あるいは米政策の見直し、あるいは農地中間管理機構、日本型直接支払い、この政策がスタートする年であります。しかしながら、規制改革会議のこの提言は非常に極端な内容であると私自身、感じておまして、現場においては非常に不安と混乱を起こすという思いを持っております。これは農水からどうこうという話はしないでしようけれども、そういう形で私どもは今、考えておりますということだけは申し上げておきます。

農業の成長産業化、当然これは現場の自主性、我々も目指すところであります。そのための方策につきましては、我々の考えと規制改革会議の皆さんの提言は異なっているということだけは申し上げておきます。私が当初から申し上げたように、この審議会の場で議論すべきことであると私は思っております。規制改革会議で議論すべきものではないだろうと。我々はまさに食料・農業・農村基本計画、その審議会の中で、出された提言なり、我々の思いというものは当然この会議の場で議論されるべきだと思っております。そういうことにつきましては、これまで述べてきたとおりでございます。

まさしく私どもも成長産業化、所得の増大に向けまして、自らの意思をもって改革に邁進するという思いであります。その点につきましては、なかなか農林水産省の皆さんから説明をいただく状況ではないと思っておりますけれども、私どもはそういう思いでおることについて申し上げます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

最後の部分のご意見として承らせていただきますが、それ以外、4名の委員からそれぞれご意見をいただきました。先ほどと同じような順番で、技術会議から各局、コンパクトにご返答をお願いいたします。

○農林水産技術会議事務局 藤井雄一郎委員からご意見をいただきました。ありがとうございます。

先ほどもご説明させていただきましたように、やはり現場で活用されるような技術がしっかりと生み出されるためには、現場の目がどうしても必要かと思えます。そういう意味で、開発プロセスに生産現場の方に入らせていただく、これは是非取り組んでいきたいと思っておりますし、流通や実需の皆さん、こういうルートを通して技術が伝わっていくということもございますので、この方々にも開発プロセスに参加していただきたいと思っております。

平成25年度の補正予算で革新的技術緊急展開事業というのがございまして、これは研究機関だけではなくて、そういう実需の方とか生産者の方、それから企業にも入らせていただいて現場で技術開発をやっていこうという試みを、今、しております。こういうところから得られた経験も生かしながら、そういう手法を進めていきたいと思っております。

それから、藤井千佐子委員からいただきました、自給率向上についての課題がこの重要研究課題の中に入っていない、ということでございます。

ちょっと資料の中には出てきていないんでございますけれども、横長の資料、基本計画の検証の1ページ、平成22年の研究基本計画の重点目標の1番に、食料安定供給と。この食料安定供給という柱の中に自給率向上が、本体の研究計画の中には出てまいります。その自給率向上も目標としながら、農地を最大限に活用していくためにどういう技術開発をしなければいけないか、例えば水田では主食用のお米の生産が減っている状況の中で、水田をフル活用するために水田で栽培が可能な、しかも需要がある麦や大豆、あるいは多用途のお米の品種を開発したり、あるいは水田でそういうものがうまく栽培できるような技術開発を、今、進めているところでございます。

ラー麦の例は我々も非常にいい例だということで注目しております。ラー麦は研究開発段階から実需のラーメン屋さんにも入らせていただいて、製粉会社にも入らせていただいて研究が進められて、ああいういいものが出てきておりますので、そういうものも参考にしながらいい成果を出していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○生産局技術普及課長 藤井雄一郎委員から、普及についてご意見をいただきました。

まず1点目、普及のレベルの問題でございますけれども、先ほどもご回答申し上げましたように、普及の技術レベルにつきましては、例えば新品種・新技術、これに伴う研修等の強化、また農業革新支援専門員というレベルの高い普及員を導入しましたが、この農業革新支援専門員らを通じた普及ですとか、あるいは普及員に対する研修、あるいはそういったレベルの高い農業者からの相談対応等も進めているところでございます。

また、予算を絞り過ぎていないかというコメントについてですが、民主党の仕分けの後、確かに大分削減されましたが、一方で、今の農政に対応した、例えば新品種・新技術導入の予算などの各種関連予算をしっかりと活用していただいて、むしろ普及員にもそういった予算による事業に参画してもらって活動していただくようにということで、進めているところでございます。

また、民間コンサルとの関係についてもご指摘がございましたけれども、協同農業普及事業では、個々の農家のリクエストに対してというよりも、むしろ今、県が、あるいは国が定めた農政課題ですとか産地の課題の解決に向けて努力しているところでございます。その一環で、例えば高い技術を持った民間の方との連携も推進していければと思っておりますので、むしろ民間の競争を圧迫するというよりは、民間のそういった技術力も使いながら、また、公的普及員らしい、例えば今後の気候変動への対応ですとか気象災害の軽減とか、そういったところにも重点を置いて進めていきたいと考えてございます。

もう一点、作業の外部化についてもご指摘がございました。

今回挙げました外部化は、例えば担い手への農地集積とか集約化の進展に伴って、例えば個々の農家が行うと非効率・高コストになる作業を外部化したらどうか、あるいは、今の普及状況から言いますとある意味、農業機械が過剰設備状態になっているものを、外部化によってコストを低減できないかということで、検討しているところでございます。

○生産局 生産局でございます。

先ほど松本委員と藤井委員から、エコファーマーがこれだけ増えていて環境にどんなに貢献しているんだ、あるいは国民にわかりやすい形で示していくべきではないかということ、まさにご指摘のとおりでございます。

ただ、我々、エコファーマーにつきましては土づくりをベースに、肥料あるいは化学農薬ノーの検証に取り組んでいる農業者を県が認定して、それを進めようという運動論でや

っております。具体的にこれがどのぐらい環境によかったのかという定量的な評価は非常に難しゅうございまして、我々も日々悩んでいるところでございます。

具体的な事例としましては、エコファーマーを中心に、例えば兵庫県の豊岡市でコウノトリの回復、復帰に向けての取組をしている人たちがいるとか、あるいはトキ米で有名なトキの復帰のところ、佐渡等も、エコファーマーが中心になってそういうものに取り組んでいるということでやっておりまして、そういう事例的なものはわかるんですけども、なかなかアールシミーということで、今後どんな形でできるのか検討していきたいと思っております。

ただ、一方で、エコファーマーが増えた直接的な要因かどうかの関連性はわかりませんが、今、我々、先ほど言いましたように土づくりをしながら農薬、肥料の減少に取り組んでいくということで、最近の化学肥料、化学農薬の使用量、年次変動はありますけれども少しずつ減っておりまして、そういう面で、環境負荷の軽減に少しは貢献しているのかなと思っております。

また、この制度について、何とかもっと国民にわかりやすくないのかという話でしたけれども、一応エコファーマーになった人たちが自分たちでネットワークをつくりながら、エコファーマーのネットワークの中でエコファーマーマークをつくっております。ただ、会員がまだまだ少なく、皆さんの目に触れて「あ、やっているな」というところまでいっていませんけれども、こういうものもしっかり増やしていくという形で取り組んでいきたいと思っておりますし、また、実際には先ほど言いました生きものマーク、エコファーマーの人たちが自分で取り組んでいるものを生きものマークとして伝えていこうということでやっていますので、そういうことを通じて皆様の理解も得ながら施策を推進してまいりたいと思っております。

○畜産部 畜産部でございます。

藤井雄一郎議員から、外部化の話の中でTMRセンター、それからたしかキャトルステーションを例示にとって、これから酪農家、また農場がどういう形になるのかというお話がございました。

TMRセンターを例にとりますと、私ども、コスト低減だけではなくて技術とか、それから地域の酪農のあり方まで変える大きなインパクトのある行政だと思っております。これは地域のあり方にもかかわってまいりますので、しっかりと畜産部会のほうで、これは藤井委員も入っておられますので、議論していきたいと思っております。

本当に革新的な、社会構造を変えるものだと認識しております。

○経営局審議官 まず、松永委員から、集落営農の動きにつきましてご質問をいただきました。

確かに集落営農実態調査によりますと、地域によって数が伸びているところ、あるいは法人、非法人の動きにばらつきが出ております。申しわけございませんが、現在分析を持っておりませんので、次回の宿題にさせていただければと思います。

藤井雄一郎委員から、酪農の収入保険についてご質問がございました。

現在、農業経営全体の収入に着目した収入保険の導入について調査・検討を進めるということで、平成26年度予算におきましては収入保険制度検討調査費を計上いたしまして、新しいセーフティネットとしての収入保険制度をつくるために、保険料あるいは保険金等の水準設定などに必要な過去の農業者の収入データを集めているところでございます。畜産は農業と異なる要素もございますので、これを収入保険の対象に含めるかどうかにつきましては、この調査結果を踏まえて判断したいと考えておりますけれども、畜産も含めて調査を行っているところでございます。

○食料産業局長 松永委員から6次産業化のところで、総合事業化計画の認定を受けて事業を行っている方々の、何と申しますか、この認定の効果について、今回お示しした資料では売上高ということで、まさに6次化の取組というのは所得なり雇用への影響なり、委員おっしゃるとおりだと思いますので、これからそういった分析もしなければならぬと思っていますが、これは認定を受けてからまだ一、二年しかたっていないので、所得という観点から言いますと、やはり初期投資が要るとか、ですから所得への効果が発現するにはまだ時間がかかると思います。今後、モニタリングを継続的にやっていこうと思っていますので、そういう中で分析していきたいと思っています。

それから、萬歳委員から地理的表示の法案につきまして言及いただきました。ありがとうございます。

この地理的表示の法案が成立した暁には、施行に向けてわかりやすい資料で全国に——これは生産者だけではなくて消費者も含めて、こういうEUに似た制度が日本にもできたということで、これを十分に活用していただけるようにしっかりと説明していきたいと思っています。

○中嶋部会長 よろしいでしょうか。

それでは、生源寺委員からお願いいたします。

○生源寺委員 今、省のほうから答弁があったわけですがけれども、もう少し簡潔にお願いしたほうがいいと思います。あるいは書面で後日という形もあるかと思いますが。実は今日は比較出席者の数が多くないわけでありましてけれども、それでももう時間がない状況ですので、ここは是非お考えいただきたいと思います。

それで、まず技術開発につきましては、山内委員、三石委員あるいは藤井雄一郎委員から具体的にご発言がございました。私も共感できるところがほとんどでございますので、私から発言することはいたしません。

もう一つ、第30条第2項につきまして、余り細かなお話はいたしませんけれども、評価のところ、何か揚げ足をとるようで恐縮でありますけれども、資料1の2ページで、現行基本法の制定以降、①②との基本的な方向の中で累次の制度見直しが行われてきた、こういう総括になっております。これは私、やはり甘いと思います。ある意味では、かなりぶれた。政権の交代があり、また、同じ政権の中でもかなり揺れた部分がある。また、それが農業経営者あるいは現場の農業政策の担当の方にかなり負担をかけ、あるいはいろいろな意味でマイナスの影響があったかと思っておりますので、そこはやはりきちんと総括しておく必要があるだろうと思います。

それから、これは農地・水あるいは戸別所得補償にもかかわって、ややマイナーな発言になるのかもしれませんが、制度を設計する上で是非教訓として押さえておいたほうがいいかなというところがございます。

それは、例えば農地・水と、それから環境政策、これは当初はリンクされていたはずで、農地・水に参加した地域の農業者であれば環境政策の助成を受けられる。このリンクは民主党に政権が変わって外れたわけで、これは私はいいことだったと思っております。そういう意味では、違う目的の政策をリンクさせることについては、基本的にはやはり避けたほうがいいだろうと思います。

同じ意味では、これも制度が戻りつつありますので、もう過去のことだと思っておりますけれども、戸別所得補償に環境だとか規模だとかの加算措置があります。戸別所得補償、民主党政権の下では生産調整への参加のメリットという意味がかなりあったかと思っております。そういう問題と、例えば規模加算、これは構造政策上の施策でありますけれども、これをつなげることは、やはりよろしくないだろうと思います。実際、戸別所得補償への参加農家が多かったので具体的な問題は余りなかったかもしれませんが、やはり目的の違うものをつなげることによって農業経営者の選択の幅といたしますか、あるいは次元が圧縮さ

れてしまう、こういうことが長期的には結局、農業経営の成長にとってマイナスになることもあるということで、この2つは今、例として申し上げたわけですがけれども、今後の制度、政策の設計上、是非ご留意いただければと思います。

それから、大きく3番目になるんでしょうか、先ほどの萬歳委員の発言にもかかわるわけですがけれども、農協のあり方なり、あるいは農業委員会系統のあり方について規制改革会議の農業ワーキンググループから提言が出ているわけでありまして。問題提起としてしっかり受けとめるべきだと思っておりますけれども、ただ、私自身、もう少し懐深くといえますか、あるいは体系的に、また歴史の流れ等をきちんと踏まえた上で、受けとめた上で、さあどうするんだということを考えていく必要があるのではないかと思っております。

古い農業基本法には、農協が極めて明瞭に政策の中に位置づけられるような条文がございました。生産物の販売・加工・流通といった部分、それから生産資材の生産あるいは流通といった部分ですね。そういう意味で、農業協同組合あるいはその連合会、中央会がどうだったかは別として、これらは非常に明瞭に位置づけられておりました。

しかし、99年の基本法、私どもはそれに則って基本計画をつくるという仕事をしているわけですがけれども、「農業協同組合」という言葉は一切出てこない形になりました。農業団体については何カ所かで言及されておりますけれども、効率的な再編をすとか、あるいは基本法の理念に沿って頑張りましょうというぐらいのことが書かれていまして、農協については書かれていない格好になったわけです。

私自身、振り返ってみて、あの時点で農業協同組合と制度、政策の関係をもう少し整理しておく必要があったのかなという気がしております。ただ、今さら言ってもしょうがないところがあるわけですがけれども、基本法に書かれていないわけですが。しかしながら、書かれていないことだけでも、基本法に書かれている政策に非常に強く影響を持つ可能性のある問題が農協の問題だ、こういうことだと思います。

それで、今後どういう議論にするかということはあると思いますが、まず、基本法には書かれていないのでありますがけれども、現行の法制度上、農業協同組合あるいはその連合会、あるいは中央会、これがどういう位置づけになっているのか。あるいは、法定されていないまでも実質的に行政指導なり、あるいはそれよりさらに下のレベルといえますか、こういう形で実質的に機能しているものがあるとするれば、善し悪しは別として、1回整理してみる必要があるのではないかと思います。

もう一つ気になるのは、農林水産省あるいは農業政策が農協をどう位置づけるかについ

ても、この間、やはりぶれがあると思います。具体的に私の見立てで申し上げますと、農地利用集積円滑化団体、これは2009年の法改正でできたわけでありましてけれども、農協も資格があるということで、多分半分以上は農協がなっているかと思っています。しかし、今回の中間管理機構では、恐らく意図するところは、農協は業務委託の形では仕事をしてもらうけれども、本流からは違う格好になるような印象を私は受けております。これもある意味では、四、五年のうちに相当ぶれている感じがいたします。

善し悪しは別であります。私自身、実は農協が円滑化団体になること自体についてはかなり否定的な評価をしておりました。以前ですね。ですから善し悪しは別なんですけれども、ぶれているということもあるわけであります。

それで、もう一回申し上げますけれども、基本法には書かれていないんですけれども、基本法の政策に非常に関係する問題として、農協の問題、連合会あるいは中央会の問題を含めて、1回きちんと整理して議論に供するようなことが必要ではないかと思っております。

○近藤委員 いろいろありますけれども、第32条の関係で言いますと、エコファーマー話が出たりバイオマスの話があったり、家畜排せつ物法があったりですけれども、これはよく考えると、できる地域、できない地域があるかと思っていますけれども、一方で肥料は海外に頼り、化石燃料は海外に頼り、他方では生物多様性の問題があったり気候変動の問題があったり、課題がいっぱいあるわけですけれども、これは有機農業できる地域、有機農業で自給飼料をつくったり地域循環をちゃんと回せる仕組みをつくると、こういった問題は解決してしまうんですよね。有機農業はどうも国の政策の中で端の端のほうに追いやられているんですけれども、できる地域、できない地域あるかと思えますし、やる人の考えもありますけれども、特に中山間地の農業振興、地域振興にとっては、近代農業の概念とちよっと違いますけれども、ちゃんと位置づけるべきは位置づけていいのではないかと、そのことでいろいろな課題が解決できる地域もあるのではないかと思います。是非ご検討いただきたいと思えます。

あと順番立てて言いますと、技術開発・普及についてですけれども、農業者の開発プロセスへの参加がうたわれていて、ここは非常にありがたいことですので、是非進めていただきたい。

実は昨日の話ですが、私、トラクターに乗ってまして、小さいトラクターがぬかるみにはまって動けなくなったので、最新の最近買った大きいトラクターで引っ張り上げよう

と思いました。そうしたら、負荷オーバーでエンジンがふかない機能がついていて、使い物にならないということがありました。やるまで私も気づきませんでしたけれども、無駄なことに開発予算をかけ過ぎているのではないかなというのがありますし、大体機能の半分は使い切れませんね。是非こういう点でも農業現場の意見を開発に生かせる仕組みにしたいと思いますし、開発と、現場に落とすときの仕組みが十分ではないのではないかと思います。

うちの近くはジャガイモの大産地なんですけれども、ジャガイモの機械は大体買ってくとすぐ農家は鉄工所に持って行って、自己流につくり変えをするわけですね。それで何だろうといつも思うんですけれども、どうして農機メーカーはちゃんと現場に根づいてそういうものを開発しないんだろうと思いますね。こんなことは山ほどあって、それは民間と農業者がちゃんとマッチングを図って、機械開発に限らず、例えば施設栽培ですといろいろな、バイオマスの話も出ておりますけれども、企業とタイアップして食物残渣でエネルギーを起こすとか、堆肥をうまく使って購入肥料の低減を図ってコストを下げるとか、いろいろなことができると思いますので、政策的なアプローチ、そういう環境整備を是非お願いしていきたいと思います。

それから、収入保険の制度が検討されていますけれども、農業災害、特に最近気になっているのは、伝播性の疾病が非常に、鳥インフルエンザですとかBSEですとか口蹄疫ですとか出ていますけれども、そういったときに、前回申し上げました中で、我々もそうですけれども、基本法が想定していない大型の農業法人が生まれてきていて、生産・加工・流通・販売、小売までやっていたり、あるいは海外に輸出もしていたりします。そういったときに、実際収入保険制度あたりが今、調査研究の段階ですけれども、3年後ぐらいに実用化する段階で、そのカバーする範囲をちゃんと対応できるような制度にしたい。

例えば、口蹄疫が起きて、その地域の中にハム、ソーセージの加工設備を持っていた。当然加工の施設も移動禁止制限区域に入ってみたりするわけですね。いろいろな例がありますけれども、いろいろなリスクに対応できる制度としてつくり上げていただければありがたいと思います。

3点目ですけれども、価格形成と経営安定が第30条で書かれております。今までの農産物は需要と供給に非常にウエートを置いた政策が打たれているんですが、品質評価ですよ。品質評価に対する努力の評価項目が少し、書かれてはいますけれども、弱いのではな

いか。実際何をやったんですかという、特に何もなされていなかったのではないかと
いう気がしますので、そういった生産者をどう評価していくのかという視点も大事にして
いただきたいと思います。

あとは生産資材のことが書かれておりますけれども、先ほど言ったように不必要な機能
で価格が高くなってしまっているようなことがあって、一方ではシンプルな機能のものが
海外に輸出されていて、日本の農機メーカーはもう国内市場よりも海外マーケットに目線
が動いていて、農機メーカーの農業生産に対する寄与をどう進めていくかを農水行政の中
でも是非お考えいただきたいと思います。

最後にもう一点、農業経営の法人化のところでは幾つか施策が施されておりますけれども、
現状を申し上げますと、各県の農業会議が各県の農業法人の事務局をやっていたり、農協
中央会で事務局をやっていたりという例もありますけれども、それらが全国で公益
社団法人日本農業法人協会というものを形成して、これはほとんど農業法人の会費で成り
立っている。今後、国としても5万法人に拡大するときに、経営の検証の問題が出たり経
営の再建支援の問題が出たり、海外の研修制度による労働力確保の問題があったり、日常
的な法人経営の活動をソフト面でだれがどうサポートするのかがなくて、ファンドとかい
ろいろなサポート整備はなされてきましたけれども、全国の社団を私、副会長を仰せつか
ってやっていますが、実態はコープさんから人材を派遣していただいている、全農さんか
ら派遣していただいている、ほとんど法人が自立できる環境にありません。法人を進める
のであれば、法人をちゃんと育てる仕組みも同時にお考えいただいて、専門性を持った事
務局がきちっとサポートできるような予算措置なりを考えていただければと思います。

○中嶋部会長 ちょっと時間は過ぎておりますが、最後まで委員のご意見を伺いたいと思
います。

○香高委員 それでは、なるべく手短にお話ししたいと思います。——といっても、言
いたいことが幾つかあるのでお付き合いください。

今回の一連のお話を聞いていますと、基本的には政策として、法人化の推進を今後も引
き続き打ち出したと理解しております。この方向性に関しては、事業拡大意欲の強い先頭
集団をさらに後押しする施策にもつながることから、非常に有効なのではないかと思っ
ております。

その中で幾つか重要なポイントがあると思うんですが、認定農業者の経営感覚の向上も
非常に重要だと思います。今日のご説明の中でもさらっと触れていらっしゃいましたけれ

ども、新たな農業経営指標のツールをソフトの形でつくられて、農業経営者の方にPDCAサイクルを自己評価できるようにされていると伺いました。毎年チェックして市町村への提出を事実上、義務づけているようではありますけれども、こういった施策は経営感覚が養われていない一部の農業者の方にとっては、例えば資材購入先を複数から比較検討しているかとか、販路について複数の先の比較した上で決めているかなど、より具体的な問いかけがされていることから、利益を拡大するために必要な施策を直接的にお伝えするよい手段だと考えております。

ただ、1つ懸念されるのは、このシステム自体がパスワード管理などをして、かなりIT化に習熟した方が使うような形になっているように推察されます。自己評価の提出が事実上、義務化されていても、結果的に「そんなもの知らない」とか、農業者の方々にそのよさが伝わらずに無視されていては意味がないと思います。提出すべき人が確実に提出しているか、していないとすれば何がネックなのか、特に提出が滞っている農業分野とか地域はどこなのかとか、詳細な実際把握を引き続きしていただき、その現状についての数字の公表なども是非これからお願いできたらと思います。それが政策そのもののPDCAサイクルにもなるので、国民との対話という意味でも非常に必要かと思っております。

それから、基本計画の第30条に関してです。

「農業生産のコスト割を防ぎ」といった文言が現行の基本計画には書かれていますけれども、自然災害のときは別として、生産のコスト割れは生産者の経営感覚が磨かれて初めて防げるものだと私は考えております。是非その辺のところを政策の中心に置かれて、できれば事実上、何をやっても国がコスト割れを防いでくれるんだといった誤解が生産者の方々の中に続かないようお願いしたいと思います。

それから、新規就農の促進策ですけれども、政策的には、40代以下の就農者の割合が1割という現在の農業の実態を鑑みれば、最も優先度を高める分野だと思っております。高校生の就活はもとよりですけれども、大学生の就活で農業を一つの選択肢として、一般企業と同じように持ってもらうための活動を是非強化していただきたいと思っております。具体的には、例えば就活セミナーなどへの農業生産法人合同でのブースの出展とか、あるいは大学就職課への積極的なアプローチなど、個々の企業の人事部がやっているような努力をする体制づくりも必要なのではないかと思います。

農業は決してつまらない産業ではなくて、法人化して本気でやろうとすれば、経営のすべての要素とか知識を加味しないとできない非常に興味深い産業だと思います。その辺を

是非お考えいただければと考えています。

それから、若手の離農を減らす上では、産業界と連携した農業経営セミナーなどのさらなる活性化も、今後も引き続きやっていっていただきたいと思います。

ただ、ちょっとここで例示していただいているセミナーのホームページなどを辿って見たところ、年に数回しかセミナーがなかったり、いつでもどこでも受講できる体制には必ずしもまだなっていないようなので、eラーニングとか講座の充実なども是非検討してみたいでしょうか。

インターネットなどを經由して、既に独立精神の旺盛な若手の農業者の方々などはネットワークをつくるなどして、農業の世界でも活気が出ている面もあると思います。政策的にも高齢農家をどうつなぎとめるかというところに視点を置くのではなく、若者をどう支援するのか、もっともっと軸足をそちらに移していただければなと期待しています。

それから、法人の新規参入者の支援という意味で、皆様は「死の谷」という言葉をご存知でしょうか。ベンチャー企業など、高い技術力があってもそれを製品化するまでに時間を要して、あるいは市場認知度が低かったり、あるいは営業力の不足などで、せっかくその分野に参入しても資金繰りの不安などから数年後に倒産の危機に陥る様子を言います。

就農しても数年で3割が離農、法人も約1割が撤退していると聞いております。農業界でも「死の谷」のような現象が起こっているのではないかと。企業の撤退理由については、よく本業の不振が言われますけれども、本当にそれだけなのでしょう。その辺の視点からも、是非支援の見直しあるいは再検討などもしていただければと考えます。

技術の普及については、他の委員もおっしゃっていたので簡単に申しますと、先進技術を目指す方々が必要としている技術を中心に実用化を目指し、それができたところで是非横展開し、広く普及させるという手法をとっていただくのも一つの案ではないかと思えます。

それから、これは質問なんですけれども、技術支援専門員制度という制度が平成24年に導入されたと聞きました。全国に一体何人いらして、具体的にどのような活動を行っているのか。先ほどの生源寺委員のJAのお話とも関係するんですけれども、JAとの役割分担は現場では一体どのようになっているのか。後ほどでも構いませんので、具体的な活動状況などを是非お聞かせいただければと思います。

それから、農業の共済制度についてですけれども、例えば米の共済制度などは、戦後の農地開放とあわせて70年近く前に導入された制度だと聞いています。特に米などは強制加

入のようです。この制度が現状に本当に合っているのか、そろそろ根本的に検討すべき時期に来ているのではないかと思います。

また、果樹共済など、農家の技術力が収穫量を大きく左右するような作物では加入率が低いという実態をどう見るのか、この辺も検討する余地があるのではないかと思います。

それから、構造的な問題ですけれども、共済組合、それから県単位の連合会、政府の3段階で運営している制度の仕組み自体が事務コストの増大をもたらしていないか、その辺の構造的な見直しも是非加速させていただければと期待します。

それから、今日の一連のお話の中で、需要サイドのニーズを把握するということがエコファーマーとかさまざまところで指摘されました。もちろん農水省さんとしては農業者の需要を把握するというところは、それでも比較的近い関係にあると思うんですけれども、その農業者の方々が的確に消費者のニーズまで把握していれば、一義的に農業者のニーズを把握することで需要サイドのニーズ把握は十分かと思えますけれども、この段階ではもうちょっとその先の、消費者のニーズをどのように把握するか。国としても積極的に、どのようにやるかという仕組みづくりも是非ご検討いただければと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

もう時間がないんですが、最後に私も一言だけコメントさせていただきたいと思います。それは、技術の開発及び普及です。

使われる技術、それから目指すべき技術というのは、だれが使うのか、どういうマーケットに適用されるのかによって大きく変化するのではないかと考えております。今後の展開を考えますと、ユーザーである農家の姿はかなり変わりますし、輸出といったマーケットの展望も開けつつあることを考えますと、もしかすると、少し不連続な技術の変化も求められ、それに対する技術開発が要求されてくるのではないかと考えております。

一方で、平成17年の基本計画あたりでは、大きく農業の姿が変わることを1つ目指して政策展開したと思うんですけれども、そのときに、この技術の開発及び普及のあり方が、何かそれを見通した上での転換があったのかどうかは後で確認させていただきたいと思っております。もしそういうものが足りないということであるならば、今、大きく転換が求められている、何か障害が今でも残っているかもしれないという懸念がございます。

もちろん研究というのは息の長いもので、こういうテーマが出てきたからとコロコロ変えろといったことはないとは思いますが、ただ、問題解決だけではなくビジョンの提示をするような大きなテーマ設定も求められていると思いますので、今、言ったような

技術開発及び普及の枠組み、それからガバナンスのあり方をもう一度検討させていただければと思っております。

以上、委員の皆さんからご意見をいただきましたが、もう時間が大きく過ぎておりますので、少なくとも最後の4人からのコメントに関しては文書なり、それから次回への宿題返しということでお答えいただければと思っております。

さまざまな意見が出てまいりました。今後の検討にご活用いただければと思っております。

まだまだ足りない、意見を言えなかったという委員もいらっしゃると思いますので、事務局に文書やメールにてお送りいただければと思います。それも含めて、今後の企画部会において紹介させていただきたいと思っております。

それでは、最後に事務局からお願いいたします。

○政策課長 次回の企画部会は6月下旬を予定しております。具体的な日程につきましては、後日ご案内申し上げますことといたしますので、よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 それでは、本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会はこれにて閉会させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

午後6時17分 閉会